

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和2年8月18日（火） 10:00～14:30

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】（25名）

小野寺隆夫 佐藤郁夫 小野優 及川春樹 千葉和彦 高橋晋 小野寺満 高橋浩
千葉康弘 瀨川貞清 千葉敦 及川佐 菅原圭子 菅原由和 飯坂一也 高橋政一
加藤清 阿部加代子 中西秀俊 菅原明 藤田慶則 今野裕文 渡辺忠 及川善男

【欠席議員】（１名）

廣野富男

【出席者】 小沢市長 及川副議長 新田副市長 田面木教育長 千葉総務企画部長

松戸総務課長 折笠総務課課長補佐 佐藤総務課課長補佐

佐藤健康こども部長 菅野健康増進課長 伊藤健康増進課保健師長 千田財務部長

浦川協働まちづくり部長 小野寺市民環境部長 菊地商工観光部長 鈴木農林部長

佐賀福祉部長 千葉教育部長 朝日田医療局経営管理部長 二階堂政策企画課長

羽藤財政課長 門脇危機管理課長 佐藤学校教育課長

桂田行政経営室主幹 及川財政課課長補佐

渡辺都市整備部長 菊地農地林務課長 千葉維持管理課長

瀬川議会事務局長 高橋議会事務局次長 千田議会事務局議事調査係長

【次第】

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 說明事項

職員の懲戒処分について

新型コロナウイルス感染症の対応状況について

奥州市立小・中学校再編計画（素案）について

施設使用料の見直しに係る今後の進め方について

令和2年7月28日大雨に伴う災害対応について

(2) 報告事項

第58回知事を囲む懇談会（7/22）

令和2年度岩手県と奥州市の政策協議（県統一要望）（8/7）

奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会（7/31）

4 その他

5 閉 会

【概 要】

1 開会 (略)

2 挨拶

(小野寺議長) おはようございます。ただいま副議長からもありました通り、連日、本当に暑い日が続いております。くれぐれも体調管理には気をつけていただきたいというふうに思っております。

今日は全員協議会ということで、5点ほど当局からの説明事項が寄せられておりますので、よろしくお願いします。

それでは、市長からご挨拶をお願いします。

(小沢市長) 改めておはようございます。お盆明け、初めての全協ということでございます。県内でも7月末に第1号の陽性者が発生して以来、何か連日のように1人2人、1人2人ということで、何かこう収まる場所を知らない。どうも見る限りには、県外に出てうつされてきて、それで発症しているということ。県内においては、クラスターというようなことで、その人がまた他に移すということについては極めてないというか、少ないような状況に私は感じておりますけれども、いずれそうなる、個々人の関心というか、対応の仕方によっては、かなり大きく防ぐこともできるのだなというふうなことを感じたりするところでございます。

市といたしましては、少なくとも県内では出てしまいましたが、市内或いは金ヶ崎より南側の岩手県で出ないように頑張りたい。少なくとも、私の及ぶ範囲で奥州市ではなるべく出ないように注意喚起を促していきたいというふうに考えております。

少し前段が長くなりました。本日は、説明事項としては5件を用意しております。職員の懲戒処分についてから、7月28日の大雨に伴う災害対応にまで、議案に係るものも若干ございますので、丁寧にご説明申し上げますし、また、皆様の方から不明な点があれば、積極的にご発言をいただければと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 協議

(1) 説明事項

(小野寺議長) それでは協議に入る前に、今日も暑くなりそうですので、ぜひ上着をとって会議に臨んでいただきたいというふうに思っております。

なお、12番議員の廣野富男議員からは欠席の報告がありますし、23番議員の小野寺重議員、25番議員の今野裕文議員からは遅参の届け出があります。

それでは早速協議に入らせていただきます。説明事項の 職員の懲戒処分について、当局から説明をお願いします。千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) それでは、職員の懲戒処分につきまして、お手元の資料、ストーカー行為による公務外非行に係る職員の処分について、説明を課長からさせていただきます。

(小沢市長) 最初に、まずもって第一報については、議員の皆様にはご案内をメールにてしたところでございますけれども、本日ご報告申し上げます懲戒処分につきましては、先月16日の議会全員協議会ですでにご報告しておりました案件であります。職員のストーカー行為による公務外非行に係る事案でございます。

職員の法令及び服務規律の遵守については、日頃から注意喚起をしておりましたが、今回の事案により、公務員としての信用を著しく失墜させてしまったことに関しては甚だ遺憾であり、被害に遭われた方、そして、市民及び関係機関の皆様にご迷惑をおかけしたことに對し深くお詫びを申し上げます。今後は、法令の遵守はもとより、公私を問わず、公務員としての自覚を持ち行動するよう職員の指導をさらに徹底し、二度とこのような不祥事を起こすことがないように注意をして参りたいと思います。

この度は、誠に申しわけありませんでした。

なお、詳細については、担当より申し上げます。

(小野寺議長) 松戸総務課長。

(松戸総務課長) それでは、私の方から説明をさせていただきます。今、市長の挨拶にもありました通り、今回の懲戒処分、こちらにつきましては、去る7月16日の議会全員協議会でご報告いたしました、ストーカー行為による公務外非行による職員の処分についてでございます。

事案の概要につきましては、知人女性に対するつきまとい行為等を反復して行ったことから、

ストーカー行為等の規制等に関する法律違反の疑いにより、令和2年7月8日に逮捕され、令和2年7月29日に罰金20万円の略式命令を受けたものでございます。

処分年月日につきましては、令和2年8月13日でございます。処分対象者及び内容につきましては、総務企画部総務課副主幹、原田芳則、50歳男性。停職3月でございます。なお、8月13日付で、選挙管理委員会事務局から総務企画部総務課付に異動しております。

次に、上司である職員、こちらにつきましては、課長級50代男性。管理監督責任による文書訓告でございます。

ここで懲戒処分についてご説明をさせていただきます。市が行う処分につきましては、人事院の懲戒処分の指針と過去の事案等を参酌いたしまして処分を決定しております。処分につきましては、給与等に影響を与える懲戒処分と、それには至らない訓告のような指導監督上の措置の大きく2つに分かれてございます。懲戒処分は、重いものから、職を失われる処分である免職、一定期間職務に従事させない処分である停職、一定期間給与を減額する減給、戒める処分である戒告となっており、今回の停職処分は、免職に次ぐ重い処分でございます。

今回の事案は、公務員の信頼を著しく損なうものであり、誠に遺憾であるとともに、あってはならないことでございます。改めて、職員一人一人が法令の遵守はもとより、公私を問わず公務員としての自覚を持って行動し、市民の信頼回復に向け一層の努力をして参ります。以上でございます。

(小野寺議長) このことにつきまして、皆さんから何かありましたらお願いします。

< 「なし」との声あり >

よろしいですか。それでは の職員の懲戒処分については、以上とさせていただきます。

説明者入替えのため、暫時休憩します。

再開いたします。続きまして、 の新型コロナウイルス感染症の対応状況について、当局から説明をお願いいたします。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 健康こども部の佐藤です。新型コロナウイルス感染症の対応状況について、前回の全員協議会以降の状況を説明いたします。

この間、全国的に感染者が増加している中、都道府県で唯一、感染者が出ていなかった岩手県ではありましたが、7月29日に初めて2名の方の感染が報告されて以来、昨日までに9名の方の感染が報告されています。幸いなことに、奥州市はまだ感染者が出ておりませんが、いつ感染がでてもおかしくない状況であります。これまでの市の対応状況について、担当の方から説明をいたします。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) 健康増進課の菅野でございます。よろしくお願いいたします。私からご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策の対応状況についてご説明いたします。最初に、1、経過報告であります。前回、7月16日に開催した全員協議会以降についてのご報告となります。対策本部会議につきましては、7月31日に第18回の本部会議を開催しております。要望事項等につきましては、胆江民主商工会より第2次の申し入れ書を7月22日に受けてございます。

発熱外来診療所の開設状況ですが、6月4日から診療スタートし、およそ2か月半が経過いたしました。開設日を丸で囲った日が、診療予約があった日でございます。開設状況を月別に見ますと、6月が9日、18日の2日間の診療予約があり、7月は16日を除いて7日間の診療実績がありました。特に、県内で初の陽性者が確認されました7月29日以降は、予約者が増加し、PCR検査の検査数も増えている状況が続いております。

岩手県の陽性者に関する情報ですが、7月29日に県内1例目の感染者が確認されてから、昨日17日現在で9人の感染者が確認されております。本日の全員協議会の資料は、8月13日時点で資料作成しておりましたので、9例目の情報を口頭で追加させていただきます。年齢は60代の女性で、居住地は久慈市、職業は会社員で、バスの運転手であります。8例目の感染者がバスを利用したことから、その接触者として検査を実施したところ、8月15日に陽性が判明いたしました。同日、無症状ではありますが、感染症指定医療機関に入院しております。

それから、備考欄の入退院の状況でございますが、17日に県の情報が更新されまして、7月判明の4人につきましては、現在退院されております。ご訂正をお願いしたいと思います。

次に、2の対策本部会議の開催状況であります。7月31日開催の第18回の本部会議についてご報告いたします。

(1)の報告につきましては、県内で初の感染者が発生したことから、県が公表している感染者の概要や行動歴などに関して、1例目から3例目までの状況を報告いたしました。

(2)の情報共有につきましては、各部や教育委員会からの情報提供、生活支援部会、経営支援部会からの各支援策の状況について報告があり、情報共有を図っております。情報共有事項につきましては資料をご覧ください、説明は割愛させていただきます。

続いて2ページをお開きください。(3)の、県内での感染者発生に伴う今後の対応についてであります。これは、7月30日に発せられました知事メッセージの趣旨を踏まえまして、市民に対して4点の注意を呼びかけたものでございます。

1点目が、日常生活における基本的な感染対策の徹底のお願いでございます。

2点目が、都道府県をまたぐ異動の際の慎重な行動のお願いでございます。

3点目が、イベント等の開催に係る慎重な判断のお願いでございます。

4点目が、感染症に関する不当な差別や偏見のない思いやりのある行動のお願いでございます。

また、市が主催するイベント等の開催、施設利用については、これまでの取組みを継続することを、本部会議において確認してございます。

次に3ページをお開きください。(4)のイベント等の対応方針について、見直しの内容をご説明いたします。1、イベント等の開催について、(1)、(2)の2項目と、2の開催に当たっての留意事項についての(1)、(2)の内容につきましては、見直しや修正等はございません。見直し修正箇所を加えた部分につきましては、中ほどの(3)、(4)の太枠で囲った部分になりますが、(3)の屋内での開催、(4)の屋外での開催の参加者数の目安のところでございます。これまで国・県の対応方針と同一の内容で、期間を定めて段階的に緩めて参加者数を拡大してきたものでございますが、現時点で、9月1日からの参加者数の目安を国・県では明確に方針を示していない状況にあります。こうした状況から、9月1日からの参加者数の目安については、国の取扱い等を踏まえて検討のうえ決定するとしたものであります。なお、この部分につきましては、国・県の方針が示され次第、見直しをすることとなります。

次に、4ページをお開きください。市長メッセージにつきましては、これまで、節目節目に7回、市民へ発信してきましたが、県内での感染者の発生を受け、初めて発する市民へのメッセージとなります。特に、これから、1年の中で最も人の移動が見込まれる夏休みやお盆の帰省を迎えるに当たって、国・県が国民、県民に向けて明確な方針を示していない中でメッセージとなりましたが、より大切に重要な内容のメッセージを、より早いタイミングで市民に向けて発したものとなりました。市長メッセージは、市のホームページのほか、地元紙、各新聞社の協力や奥州FM、地元ケーブルテレビでも広く市民に周知していただくよう取り組みました。メッセージはご覧の通りでございます。

それから3の今後のスケジュールでございます。8月21日金曜日、今週の金曜日になりますけれども、第19回の対策本部会議を予定しております。対策本部事務局からは、以上でご報告を終わります。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) それでは、私の方からは生活支援部会の部分についてご説明をしたいと思います。

資料の方は、5ページをご覧くださいと思います。生活支援部会の方からは、今までの全協と同様、一律10万円の特別定額給付金と生活福祉資金等の取扱状況についてご説明をさせていただきます。

まず、大きな1の特別定額給付金の状況でございます。

(1)の給付金の支払い状況についてですが、給付件数、世帯数は、8月18日現在で、4万5,503件。世帯ベースでの納付割合は99.6%となっております。また、給付者数につきまして

は同様に、11万4,994人で、給付者ベースの給付割合は、99.7%という状況でございます。なお、本日、決裁をいたしました8月21日払いの決定分までを含めると、この部分には締め切り間近の駆け込み申請が結構あった関係で、件数等が伸びてございます。給付件数につきましては、4万5,637件。次が、給付者数は11万5,166人という状況でございます。給付者ベースでの給付割合は、99.90となる見込みでございます。

次に、(2)の給付辞退者ですが、最終的な数字になると思いますけれども、こちらは22人という状況でございます。

給付金最後、(3)の未申請の状況についてでございます。未申請世帯につきましては、世帯数につきましては77世帯、未申請者については90人という状況になってございます。未申請の対応につきましては、この間、前回の全協においてご報告をいたしました再案内通知の世帯、825あったところでございますけれども、主にその世帯に対する働きかけを中心に行ってきたところでございます。具体的には戸別訪問、電話での個別の勧奨等々、担当部署を中心に取り組んできたところでございまして、最終的には何とか給付者ベースで0.1%を切る状況というところまでできてございます。

市としましては、最終の振り込みについては8月26日を予定しておりまして、申請の不備等で、まだ申請があっても交付できていないという方も何人かいらっしゃいますので、今後、最終調整等を行い、申請のあったものについては、取りこぼしのないよう万全を期して参りたいというふうに考えているところでございます。

次に大きな2の生活福祉資金、住居確保給付金の取扱状況についてでございます。この生活福祉資金や住居確保給付金につきましては、コロナ感染に関連していずれも要件等が緩和され、今年度大幅に件数等が増加している状況ということでございます。それでは表に従って説明をいたします。

まず、(1)、緊急小口資金についてです。8月13日現在で相談件数は336件、貸付決定件数は173件で、貸付決定の件数の括弧内の数字につきましては、前年同期の件数という形になります。こちらは、前年は4件と、通算で4件ということでしたので、桁違いの増加ということになってございます。相談貸付件数等も4月がピークになってございますけれども、その後も高止まりの傾向が示されておりまして、なお注視が必要という状況でございます。なお、こちらの貸付金の総額につきましては、一番右に載せてございますけれども2,966万円という状況でございます。

次に、(2)、総合支援資金についてでございます。申請件数44件、貸付件数、決定件数27件。貸付額は1,248万円という状況です。こちらで貸付けの前年同期が0件ということでしたので、大幅な伸びという状況でございます。

次に、(3)、住居確保給付金についてになります。相談件数、49件。大変申し訳ありません、その下、貸付決定という表記になってございますけれども、こちらの給付金でございますので支給決定ということで訂正をお願いをいたします。申し訳ございません。支給決定件数は16件、支給決定額は130万2,000円という状況でございます。支給決定件数につきましては、こちらで前年同期3件という状況ですので、それに対して16件でございますから、大幅な伸びという状況でございます。

最後になりますが、一番下、参考といたしまして、くらし安心応援室の新規相談件数を載せてございます。昨年度との比較で載せてございます。4月から7月末の4か月間とも、昨年度と比較してこちらで大幅に増加をしているという状況です。市としましては、このような増加傾向を重く受けとめておりますので、今後とも引き続き社協、或いは暮らし安心応援室と連携をしながら、生活支援施策に取り組んで参りたいというふうに考えているところでございます。以上です。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) 政策企画課の二階堂でございます。私の方からは、経営支援部会に係る案件につきましてご説明いたします。

まず、6ページでございます。新型コロナウイルス感染症に関する各種団体からの要望及び要請についてということで、7月16日以降にあった部分のみ掲載しております。7月22日に胆

江民主商工会様から要望を頂戴しております。内容については、ご覧の通りでございます。

続きまして、7ページをご覧いただきたいと思います。横長の表になりますが、新型コロナウイルス感染症に係る支援策の進捗状況について、8月11日現在ということでございます。

まず、商工観光部関係でございます。主な点、かいつまんでご説明をいたします。まず1番の奥州市中小企業融資でございます。実質無利子、信用保証料も全額補給という制度でございまして、備考のところをご覧いただきますと、令和2年4月28日から県のコロナ感染症対策資金が軌道に乗るまでということで制度導入したものでございまして、6月30日で終了をしております。申請件数につきましては110件、決定も同じく110件。融資決定額については、14億2,810万円というふうになっております。

それから飛びまして給付、4番でございます。休業協力対象外事業者支援給付金でございます。これは飲食店、1店舗当たり給付金10万円を支給する内容となっております。備考でございますけれども、申請件数が255件、決定が239件、これは前月から倍増しております。それから右側の欄空欄になっております。これエラーでございます。予算5,000万円ということで、空欄埋めていただければと思います。大変失礼いたしました。

それから、家賃、6番でございます。地域企業経営継続臨時支援補助金（家賃補助）でございますが、これは小売業、飲食業等々に家賃の半額を3か月助成する制度でございまして、備考欄をご覧いただきますと、申請件数が216件、決定も198件ということで、これも前月から倍増という数字になっております。

ページめくっていただきまして、8ページの10番でございます。経営支援の10番。宿泊促進事業補助でございます。これにつきましては、内容が、市民が宿泊する場合は4,000円を補助、市外の方が宿泊する場合は2,000円を補助ということで、内容を改めてスタートという制度でございまして、7月31日に旅館ホテル生活衛生同業組合様と契約を締結いたしまして、今、スタートの準備を進めている段階でございます。

それから下にいきまして、13番のタクシー利用促進支援事業、以下、20番まででございますが、7月27日の臨時会で予算可決されたものでございます。いずれも今、準備中でございます。間もなく事業開始を予定しているところでございます。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思います。農林部の関係でございます。1番、和牛肥育経営生産基盤支援事業でございます。肥育農家の素牛導入に係る補助でございまして、備考欄、ご覧いただきますと、7月は110頭が申請しているということでございます。5月、6月の頭数を見ますと申請が増加しているということがおわかりになると思います。

それから、3番の教育旅行継続支援事業、それから8番までのメニューでございしますが、これも7月27日の議会におきまして予算可決いただいたものでございまして、間もなくスタートするということで準備を進めている段階でございます。

続きまして11ページでございます。これも横長の表になりますが、農林漁業セーフティネットに係る融資等の状況について（8月11日現在）というものでございまして、合計だけお話ししますと、正式申し込みが18件、金額的には1億2,180万円。うち貸付決定件数が17件、金額が1億1,880万円。申請の内容見ますと、肥育が15、繁殖が3という内訳になっております。

続きまして12ページをご覧いただきたいと思います。商工業セーフティネットに係る融資及び信用保証の状況について、これも8月11日現在でございます。1番のコロナ関連の融資及び信用保証の状況でございますが、信用保証の認定件数は8月11日現在で746件でございます。7月の全協で590件と報告しておりますので、これも増えているということがおわかりになると思います。実質無利子の制度融資の決定実行件数は、市中小企業融資が110件、約14億3,000万円。県対応資金が542件で約91億円となっております。具体の数字については、真ん中の表をご覧いただきたいと思います。

それから、下の方ご覧いただきまして2番、市の中小企業融資の利子補給額及び保証料補給額でございます。6月30日までの制度と先ほど市の制度をお話いたしました。市中企の利子補給、令和2年分は約3,000万円でございます。総額、これは来年度以降の利子補給額を加えますと約1億3,000万円というふうになっております。保証料補給が約4,600万円でございます。具体については、以下の表に記してございます。

それから、最後でございますが13ページでございます。参考として、県・対応資金、それから市の融資制度の制度比較について掲げております。ご確認をお願いしたいと思います。以上でございます。

(小野寺議長) 千葉教育部長。

(千葉教育部長) 教育委員会事務局です。私の方からは、小中学校における感染症対策について説明をいたします。着座にて説明をさせていただきます。

資料は14ページからになります。これは感染症対策につきまして、学校保護者へ通知したものの一連をまとめたものであります。前回からの変更部分を太文字で表しております。

最初に、2番の臨時休業等の措置についてです。感染者が発生した場合における、学校の臨時休業の判断基準について、以前は、県内や県南の発生も含めて6段階に分けておりましたけれども、これを市民及び児童生徒、保護者、家族を含めた教職員等の学校関係者の4段階に分けて休業の基準を示すこととしたものです。詳細につきましては、後で説明をいたします。

次のページをご覧ください。6番、教育課程実施上の留意点です。ウの修学旅行についてです。以前は、9月末までに予定している旅行先についての記載でありましたが、10月末までに予定をしている旅行先に変更したものであります。内容は、従前と同様の岩手県、青森県、秋田県、宮城県、山形県のうち、車で2時間程度の範囲とするものです。また、11月以降に予定をしている旅行については、改めて通知をすることとしております。

16ページをご覧ください。11番の部活動についてのウであります。合同練習や練習試合について、県南教育事務所管内、これは奥州市のほか、金ヶ崎町、一関市、平泉町となりますけれども、これらの中学校については、可とするとしたものです。これにつきましては、県内の感染状況によって、数回変更している部分でありまして、一時は県内全域を可としておりましたが、盛岡市や沿岸に発生したことを受けて、県南、中部に制限したところ、間もなく北上市でも発生したということで、現在は、可能な地域を県南に制限をしております。

次に最後のページ、17ページをご覧ください。先ほどの臨時休業の判断基準について、保護者宛に通知をした文書の写しでございます。感染の状況を、レベル1からレベル4までの4段階で、休校準備や臨時休業の目安とするものであります。レベル1は市民1名、レベル2は市民複数の罹患で、この場合は休校の準備。レベル3は、児童生徒教職員、その家族が罹患した場合で、当該学校は臨時休業、レベル4は、上記学校関係者を含む集団感染、いわゆるクラスターが発生した場合には、市内一斉休業の対応を想定しております。また、臨時休業からの再開基準については、(2)にある通り、感染が発生した当該校で、新たな感染者が2週間程度継続して発生しない場合とし、休業また休業期間が2週間以上となる場合には、各校の状況に応じて登校日を設定することとしております。

資料の内容は以上でございますけれども、学校は2学期が始まり、また今週、すべての学校で始まります。感染リスクを可能な限り軽減していくことが必要ですので、衛生管理マニュアルに沿った感染症対策に努めて参ります。以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明ありました点について、ご質問等ありましたらよろしくお願い致します。13番、及川佐議員。

(及川佐議員) コロナの関係の検査についてお伺いいたします。先日、16日に、民間検査で、ごく最近、新しく陽性者が出たんですけれども、まず今の検査は、8月からは県内で民間検査を行うということで聞いておりますけれども、これどうなっているか。そうなのか。或いは今のところ見ると、県の方で見ると多いときは114件の、1日にPCR検査等が行われているというふうに出ていますが、今の民間検査で間に合っているのかどうか、これ県内なのかということと、間に合っているのかどうか、これについてまず1点お伺いします。

それから、帰省があって、お盆がありまして、そろそろ帰ったでしょうけれど、帰った方が多いと思うんですが、これを考えると今、1週間に火、木がこの地域でのドライブスルーの検査になっていると思うんですが、これを増やさなくていいかどうか。おそらくこれから影響が出てくるだろうと思うんですね。東京を含めて、県外からかなり方が来ているので、この影響をこれから出てくる可能性もありますので、検査日数が今1週間に2回じゃなくて、さらに増やさなくていいのかどうか。これについてお伺いします。

それから、この地域でのPCR検査をやる場合、先ほど7月では、1回を除き毎日のように、決まった日にちにはドライブスルー検査がなされていますけれども、これは複数人、検査で今までやったことがあるかどうか、これで具体的な数字はいりませんが、複数人も、そういう時もあったかどうか、これもお願いします。

とりあえずその3点ですが、それ以外に8月2日に北上で感染者が出ました。これについては工業団地絡みかとも推測されるんですけども、例えば、江刺にございます工業団地等に関しては、何か格別な配慮とか或いはお話をしたのかどうか、これについても伺いたします。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) それでは1点目の8月からの民間検査というのは、盛岡に臨床検査センターというのがありまして、そこでPCR検査ができるようになったと。県内で、民間でもできるようになったというのが報道の内容でございます。市の方でPCR検査をやっているものについては、SRLという会社で、東京の方に持って行って検査していただいておりますので、間に合っているかという問い合わせに対しましては、いずれ今のところは、大丈夫間に合っているという状況でございます。

2番目の、帰省によってこれから増えるのではないかと、火、木だけではどうなのかという部分ですけども、この部分については、運営委員会でもちょっと検討して考えなければならぬということで、いずれ、医師会の協力の下にやっておりますので、この部分については、今後の予約の方の推移によって検討して参りたいというふうに考えております。あとPCR検査、複数人があったかというお問い合わせですが、この分については、複数人があった場合もありますということです。

あと、工業団地の会社に対して何か配慮はあるのかということですが、感染の部分としては、特に何も発しているものはありません。市長メッセージという状況でございます。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 帰省客と言いますか、お盆に帰ってきた方々が一斉にお帰りになったと思うんですが、これは早ければ早いほど結論出すのと思うんですよ。ただ、もしなればですよ、ほぼ今日あたり、或いは2、3日後には発症する方も出てくる可能性も強いので、今日火曜日ですから、今日おそらく検査、あるかどうかわかりませんが、火、木ですけども、なるべく早く対応する会議は開いてもらなり、調整していただいた方が、とりあえずですよ。帰省客の影響ということを考えるならば、早めに判断しておいた方がいいと。間隔空けますと、その間に当然二次感染が起こり得る可能性がありますので、その期間として長くなくても、とりあえずは、頻度を多くしていただいた方がいいと思いますが、その辺はどのように今後の対応、医師会にお願いするのか、伺いたします。

それから、工業団地の件ですけども、これも、噂だけ様々出るわけですよ。特に工業団地にいる方は、支店、本店があちこちにありますので、相当な往復があるというふうに推測できますので、その辺は特別、特に北上が出た以上は、それについても十分配慮する、一般的なものだけでなく、さらに踏み込んだメッセージなり或いは要望を出してもいいのではないかと思います。この2点について伺いたします。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 帰省の方によって、戻って、今後増えてくるのではないかと、その対応ということでございますが、市と金ケ崎町で行っているこの奥州金ケ崎発熱外来につきましては、症状が出ていて軽症な方を、一応受けてございます。その他に、元々やっておりました帰国者発熱外来の方もございまして、そちらの方でも、毎日のように受けていると。この火、木じゃない時で、軽症の方も、帰国者発熱外来の方でも受けられるような体制で、保健所と相談しながらやってございますので、今のところそこそこで件数がパンクしている状況ではないので、今後その帰国者発熱外来とのやりとりの中でも、検討して参りたいというふうに考えております。

工業団地の会社に対する部分につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 帰国者・接触者相談センターの問い合わせは、10日ですと128件、11日153件。県

全体ですけれどもね、かなりの数が9日から11、12日まで100件超えるような問い合わせがあるんですね。相当心配になっている人が出たことがありましたので、かなりそれでお医者さんの方もかなり敏感になっていて、やはり、なるべく初期、軽症者と言ったってなかなか難しいですから、だからかなり県の方も広く検査をすると、抗原検査も今、やり始めましたので、なるべくそれは緩めて増やすように、あえて増やすようにした方がよろしいかと思うんですよ。だから、これほど多く帰国者接触者センターに問い合わせがある、相談が出るってことは、相当可能性が高いので、従来とは違うというふうに。出た以上、かなり不安が出ているということですから、従来通りでいいというふうにならないと思うんで、それに対する対応は、今言ったように、頻度は増やすとか。何かしらのやっぱり早めに、期間を限定してもいいですよ、先ほど言いましたようにね、影響を受ける、受けなくなる。2週間見れば当然、そのあとは従来通りの生活になるでしょうから、ただその期間だけやるという意味では早めに、こういう数字が出てきたことがわかるように、お医者さんも含めて相談した方がよろしいと思います。それで最後にお伺いします。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 奥州金ヶ崎発熱外来の運営委員会が、今度、27日に開催予定にしております。その中でも医師会の先生、あと、保健所の所長さんとかも入っておりますので、その方々と相談しながら。基本的に県内二次医療圏に10か所の発熱外来のほかに、元々あった帰国者外来というのがありまして、その部分で先ほど言いました百何十件の部分をいろいろ検査にまわっているという状況でございますので、それらが格段に増えるという状況であるかどうかというのも確認しながら、今後検討していきたいと思います。

(小野寺議長) 他にございませんか。7番、千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) 7番、千葉康弘です。3点ほどお尋ねいたします。

1点目が、3ページ、17ページに関係する部分ですけれども、これから9月、10月、小学生スポーツ大会、スポ少関係の大会とかあるかと思うんですが、屋内、屋外ありますけれども、これはどのようなことを目安に判断して、やるやらないを考えればいいのかというのが1点ございます。

2点目が、5ページなんですけれども、くらし安心応援室、この相談が増加しているわけですから、どのような相談が多くなっているのかについてお尋ねいたします。

最後、16ページですけれども、プール関係です。夏休みが終わったわけですから、学校のプール、また市内に指定管理されているプールがございますけれども、どのようなことで注意して使用可能とされているのかについてお尋ねいたします。以上3点であります。

(小野寺議長) 浦川協働まちづくり部長。

(浦川協働まちづくり部長) 3点のご質問をいただきました。私の方から1点目と3点目について少しお話をしたいと思います。

1点目の小学生のスポ少の大会、どのような目安でということでございますけれども、一律に禁止にしているものではございません。このイベントとの対応方針にもありますように、室内であれば基本的には5,000人以下の大会、それから、室外も室内もですけど、今現在は5,000人以下の大会であればできますよ。ただし、室内の場合は、その許容人数の半分ぐらいにしてくださいってことで、あとは3密を、ぎっちりとならないように守って、そういった体制をとりながら、あと消毒液を用意しながら、主催者の判断でやっていいという形が前提でございますので、それに基づいてやられているということでございます。

それから、プールについても同様で、学校のプールではなくて、他の指定管理等している施設のプールという形になりますけれども、解放を徐々にしております。これについても、基本的には3密を守る、それから消毒等の対策をとった上で、きちっとそれで、コロナ対策、感染拡大を防ぐような体制をとりながら、実際にはやっているという現状でございます。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) それでは私の方から、くらし安心応援室の新規相談の内容等についてどういう件数になっているのかという部分についてでございます。細かい分類の数値については今ちょっと手元にご覧できませんけれども、基本的に、こちらのくらし安心応援室、生活困窮者へ

の自立支援ということで、窓口を設置して、そのような形の相談を、今までも受けてきております。で、今回、その相談内容についての変更等については特に設けないで、要件等について一部緩和ということになっているわけですが、新規で来られる方につきましては、やはり今回のコロナ関連で言えば、生活資金に困っているというような相談件数が最も多いというふうに聞いてございますし、今回、住居確保給付金という形で、そこで取り扱っている給付金について載せておりますけれども、その収入が減ったと同時に、こちらの方の給付金については、今、住んでいるところの家賃の支払いも厳しいというような方のご相談という内容になりますので、いずれ、元々もそうですけれども、こちらのくらし安心応援室については、生活困窮者の方々がその生活資金或いは失業をしての就職相談も含めた自立支援に向かったの相談という内容が主というふうに承知しているところでございます。

(小野寺議長) よろしいですか。ここで、午前11時5分まで休憩いたします。

再開いたします。引き続き、新型コロナウイルス感染症の対応状況について、質問等ある方お願いいたします。5番、小野寺満議員。

(小野寺満議員) 5番、小野寺満です。資料の10ページ、4番と5番の関係、畜産関係ですけれども、現在協議中ということですが、いつ頃から実施できるのかどうか、わかるのであれば確認をお願いしたいと思います。

それから15ページお願いしたいんですが、学校行事の関係なんですけれども、15ページの6番の工ですけれども、運動会・体育祭は2学期以降の実施とすると、状況により中止の場合ありということですが、この判断はどのようになされる予定なのか。これの中に、文化祭・学習発表会ですか、そういう文化祭等の関係はどのような対応するのか、ちょっとその辺を確認させていただきたいと思います。

(小野寺議長) 鈴木農林部長。

(鈴木農林部長) 4番の部分と、5番の部分でございますけれども、4番については、要は素牛じゃなくてこっちは子牛の繁殖の方の素牛の方の関係でございます。それから、5番の方につきましては、一貫経営の関係の部分でございます。これにつきましては、現在、ほぼ内容が詰まっております、農協さんと今詰めてございます。実は、系統外の部分もございまして、その部分をどうするかというところをちょっと農協さんと今詰めていまして、早急に詰めまして、早く実施したいということで今、内部的に調整しているところでございます。以上でございます。

(小野寺議長) 佐藤学校教育課長。

(佐藤学校教育課長) 各学校の2学期以降の行事につきましてお答えいたしますけれども、まずは運動会・体育祭関係でございますが、現状では感染予防策を講じながら、規模縮小するなどの対策をとり実施の予定でございます。一例を挙げますと、小学校でございますけれども、学年ごとに時間を分けて実施、保護者もそれについては観戦が可能だということで、これは3密回避をしながら、慎重にというような判断をしている学校がございます。

あわせて、学習発表会や文化祭等につきましても、現状では同じとなっておりますけれども、今後の感染状況を見ながら、各学校で校長が早めにこの辺りは、教育委員会とも相談の上で、実施または中止の判断をしていくということで共通理解を図っているところでございます。以上です。

(小野寺議長) 小野寺満議員。

(小野寺満議員) 5番、小野寺満です。小中学校の関係ですけれども、運動会の開催中止についての判断もやっぱり学校長さんがやられるんですか。

(小野寺議長) 佐藤学校教育課長。

(佐藤学校教育課長) その通りでございます。

(小野寺議長) 17番、高橋政一議員。

(高橋政一議員) 17番、高橋です。1点、2項目を質問いたします。

まず17ページであります。コロナ対応の臨時休業についてということで、前回はレベル1からレベル6までということで、県内の場合と県南部で発症した場合っていうのが入っていたんですが、こういうふうになった理由をお知らせください。

それから、同じく17ページの表の中で、レベル1、レベル2のところ、その他のところで、箱の中に文部省が示した学校の新しい生活様式に準じ、感染予防対策を講じながら、通常の活動を行うというふうにあります、ということは、レベル1、2の段階では、学校内の、教室内のソーシャルディスタンスは特に取らないで、通常の形で行うこともできるというふうにとっているのかどうかという部分をお伺いします。

(小野寺議長) 佐藤学校教育課長。

(佐藤学校教育課長) 2点お尋ねがございましたが、1点目のレベルを、以前の6段階から4段階に簡略化したということの経緯でございますけれども、以前の6段階のものでございますと、まず、県南地域に罹患者が1名でも発生した場合には、もうすでに午前事業ということで、そのあと給食を食べずに下校又は臨時休業というふうになってございました。この基準でこのままいきますと、かなりの期間の学校を開くという、そういうことを継続することが大変難しくなってくるだろうということと、それから、今後ウィズコロナということにあわせて、文科省からも新しい学校の生活様式ということでガイドラインが示されてございますので、これに沿って注意深く感染予防対策をとれば、学校の教育活動は継続ができるという判断の下に、レベルを4段階まで縮小したという経緯がございます。これが1点目でございます。

2点目の、もしも今後感染が出た場合に、感染予防対策については、より慎重に、新しい学校の生活様式に基づきまして、各学校で感染予防対策はしっかりとするというところで、共通確認しているところでございます。以上です。

(小野寺議長) 高橋政一議員。

(高橋政一議員) 1点目については、大体、現実対応といえますが、そういうことで考えたということだろうというふうに思いますが、2点目のところは、かなり論議があるところかなというふうに思うんです。これまでも、例えば放課後児童クラブの状況も、密の状態があったりするというところで、心配の声が皆さんの方からも出たりしていますけれども、ここの部分を、どう効果的にやっているかっていう部分については、なかなか大規模校は、特に面倒なところがあるんじゃないかなというふうに思っています。よって、確かに文科省が示した生活様式に準じてというふうにあります、ここのところはやっぱり具体的に、どうあるべきかっていうのを、今後考えていったほうがいいんじゃないかなというふうに私は思うんですが、見解を伺いたと思います。

(小野寺議長) 佐藤学校教育課長。

(佐藤学校教育課長) ご指摘いただきました通りというふうに存じます。現在、奥州市は文科省で示された感染のレベルでいいますと、レベル1の状況というふうに認識しております。十分な感染対策を行った上で各種の教育活動が可能な地域というふうには、まずは認識しているところでございますけれども、ご指摘の通り、各学校の状況に合わせて、より具体的な感染予防対策を、生活習慣指導に合わせて、入念に、今後も継続していくということで、感染予防に努めて参りたいと存じます。以上です。

(小野寺議長) 他に、27番、及川善男議員。

(及川善男議員) 幾つかお伺いいたします。

まず1つは、発熱外来なんですけれども、医者が必要と認めた場合には、全部対応できるようになっているのかどうか、お伺いします。

それからもう1つは、保健所の体制は充実されてきたのかどうか。お伺いします。

もう1つ、これは実際にお聞きしてちょっとショックだったんですけれども、これから高齢者施設が心配されるわけなんですけれども、ある施設で聞きましたら、保健所から、県の指導で感染者が出た場合は、鍵をかけて外に出さないようにしておけという指導だけだったという話なんです。具体的にどことは言いませんが、ですから、保健所等も手一杯で、なかなかそういう指導がまわらないんじゃないのかなというふうな思いもしたわけなんですけれども、具体的にその辺はどうなっているのか。秋から冬にかけて特に心配されるわけですので、どういう情報を得ているかをお伺いします。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 発熱外来でお医者さんが行くべきと言った方は全部行っているのかとい

うことですが、全部来ております。奥州金ヶ崎発熱外来診療所になるか、帰国者・接触者外来になるかは別として、どちらかには必ず行っているというふうに聞いてございます。以上です。

（小野寺議長） 伊藤保健師長。

（伊藤保健師長） それでは、2点目の奥州保健所の体制はということですが、保健所の方では、退職した保健師を応援をお願いしているというふうに伺っています。実際、発熱外来の方にもお出でいただいて、ご支援、ご協力をいただいているところです。以上です。

（小野寺議長） 佐賀福祉部長。

（佐賀福祉部長） 先ほど質問の中の高齢者の施設等に患者或いは職員等で、特に利用者ということだと思ふんですけども、感染が出た場合の対応について、何か県、或いは保健所の方から指導の部分、何かあったのかという部分については、特にまだ私の方は、ちょっと情報は得ておりません。

ただ、施設関係の方とは、今回の交付金関係のアンケート、或いはそのような形の部分の対応の部分で、長寿社会の方でいろいろ情報共有については図ることで今、いろいろ業務を進めている経過がございますので、もしそういう状況で何か上がってくれば、私の方にも報告が上がってくるのかなということは考えておりますので、今の時点では特にそういう形での指導の情報については今、こちらの方には上がってきていないという状況でございます。

（小野寺議長） 及川善男議員。

（及川善男議員） 具体的に後でお話しますが、市の管轄ではないようですからですが、市内にある施設でそういうことがあれば、やはり私はあまりよくないことだなというふうに思っています。特に今後の問題として、施設の方にお話しますと、人事交流がかなり、人の移動がお盆も含めてあったわけで、これから非常に心配されています。特に高齢者施設の方々には心配されていますので、介護士さんとか施設の職員に対する検査というのは、特に考えていないのかどうか。お伺いします。

（小野寺議長） 佐藤健康こども部長。

（佐藤健康こども部長） まず感染者が出た場合には、まず全員PCR検査ということになりますけれども、ちょっと予防でということになりますと、会社独自で自分でお金を出して、PCR検査している場所もありますけれども、ちょっと介護施設そのものが今、心配だから全員PCR検査を受けたいという状況にはちょっとそれを受ける部分については、今のところないというふうに考えております。

いずれ、その部分、今後感染者が増えてきた場合とか、その介護施設に増えてきた場合っていう時には、県の方で、ある程度そういった部分を見越して対策をとるものというふうに考えております。

（小野寺議長） 19番、阿部加代子議員。

（阿部加代子議員） 2点ほどお伺いいたします。

まず農林業関係の支援の関係ですけれども、国の方で農林業に携わる方々に対しても、持続化給付金、それぞれ家賃補助、家賃支援ですかね、等行っているわけなんですけれども、その申請手続きはJ Aさんの方で今行っているように思いますが、それをスムーズに行っているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、16ページなんですけど、前から気になっていたんですけど、学校給食に関しましてですが、マスクを準備ができない場合はあるんですけども、ハンカチとかバンダナを代用することが考えられることであるんですけども、今のマスクが不足をしている状況ではなくて、忘れたとか、今マスクをしても耳のところがプチッと取れたりするお子さんもいるみたいなので、もしそういうふうになった場合は、学校の方でも予備を持っておくべきではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

（小野寺議長） 鈴木農林部長。

（鈴木農林部長） 持続化給付金につきましては、江刺農協、それと岩手ふるさと農協ともに、それぞれ通知を農家さんに出しております。また、広報等でもお知らせしているところでございますけれども、いずれ皆さんに、私の家にも来たんですけども、そういう形で周知はしています。それから、スムーズにやっているかということで、いずれ農協さんの方では、資料持っ

てこれた場合は、そこでご相談して給付に繋がるように指導しているというふうに聞いてございます。

ただ、農家さんによっては全然資料持ってこないで、あるんだっけもんなどという話で来られるケースもあるというふうに聞いていますので、その辺、農協さん通じて、資料を持ってきて一緒になってやるっていう形にしかできないので、そこはお願いするような形になるのかというふうに思っております。以上でございます。

(小野寺議長) 佐藤学校教育課長。

(佐藤学校教育課長) 学校給食に関わるマスクに対してのお尋ねでございますが、現在のところ、各学校でマスクの備蓄については十分な量がございますので、もしも忘れてきた子供たちがいる場合にはマスクを貸し出すということでの対応で100%とってございます。こちら残っておりますのは、4月当初の緊急事態の時の通知を経緯として残していたものでございますので、今後は、この辺りの表記につきましては割愛する等、考えていこうと思っております。以上です。

(小野寺議長) 他にございませんか。18番、加藤清議員。

(加藤清議員) この支援対策、各部に渡ってあるわけですが、事業実施に向けて、協議中という項目が14項目あるんだね。やっぱりこういう状況でありますから、スピード感を持ってやらなければ、本来の政策の効果が出ないのではないのかなということを感じるんです。なぜこんなに協議中という項目が多いのか。やっぱりもっとスピード感を持ってやるのが、皆さんの要望にこたえる事業になるのではないのかなというふうに思うんですけれども、見解をお伺いをいたします。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 協議中の部分が多いというご指摘でございました。

商工観光部の方につきましては、8ページの部分についてからご説明申し上げたいと思います。タクシー利用促進支援事業、これにつきましては、タクシーのチケットを割引して販売するというところでやるわけですが、今タクシー協会の方とお話をしてタクシー協会にお願いする部分でございました。現在ところ、そのチケットを早くまわしたい、効果を見たいということで、期限を定めた形での販売をしなければいけないよなって話までして、印刷はそちらでやっていただけますねという話をして、8月20日からやるということで進めているというところの確認が取れております。

それから観光バスの利用促進事業につきましては、観光バス会社ともお話をさせていただいております。実施は10月からということで今話をしているところでございます。これにつきましても、県の補助事業等の活用をどうするかという話の協議がありまして、今のところまだそこを出していないということで、10月予定としているところでございます。

それから、市内旅行商品の造成につきましては、これは市内8業者ほど旅行関係の業者があるんですが、ここにつきましては今、本当にお話をさせていただいているというところでございます。

それからテレワークにつきましても、宿泊事業者の協議会がございまして、そちらの方と今、お話し合いを進めさせていただいており、中身をどうするかというところでございます。

それから伝統産業の総合支援事業につきましては、水沢鋳物工業協同組合と岩谷堂箆笥生産組合、この2か所の方への事業補助という形でございまして、これも鋳物組合で言えば、例えば、これから西日本の方に何かを売り出した方がいいんじゃないかというような計画もあるんですけれども、その具体性っていうものにつきましては、また具体的なものが出てないという形がありますので、今後どんな形が、一番効果が出てくるかという辺りを今、詰めているという状況でございます。

それから、製造業を含む小規模事業者に対して、新たな生産設備投資をした時に4分の3を補助する。上限200万円。これにつきましては今、進めておりまして、補助要綱を今作成して、決裁を取る段階というところまでできているところでございます。

それから、中小企業のIT化につきましても、今作りを考えているものでございます。これは、企業さんにIT化しましょうと言っても、何をしたらいいのかわからない

い。ですから、まずは企業さんに対して、どういうことをしたいんですかっていうのを聞くと、そして、それを聞いた上で、最後に国のＩＴ化補助金っていうのがあるんですが、450万円ほどの補助を受けるものがあるんですけども、そこにつなげるための申請書をつくれる段階まで持っていく形での支援をしたいというような作りにするということで、やはりここはＩＴに詳しい企業さんに委託していくっていう形を作らなきゃいけないよねっていうことで、今ここは作りをやっているところでございます。そういった形で今、事業化を進めているところでございます。

最後につきましては、市内で企業が製作したいいろんなコロナ関係のものがありますので、そういったものを市内の皆様にはＰＲしていこうということで、これも、ものを購入した形でＰＲを進めるという形でやっているところでございます。

いろいろ協議中ということで、はっきりお示しできない部分があつて大変申しわけなかった部分でございますが、いろんな団体との協議、より友好的な形でどうするかっていうことをお互い話し合つて、そして時期が来たらＰＲできる形で進めていくという形で今やっているところでございますので、ご了解いただければと思います。以上です。

（小野寺議長） 鈴木農林部長。

（鈴木農林部長） それでは農林部の部分について、10ページでございますけれども、ご説明したいと思います。

まず3番の部分で、これはグリーンツーリズムの関係でございますけれども、これについては、今年、残念ながら教育旅行、こういう状況ですのでできないということで、農家さんの方の事情もございまして、なかなか高齢だということでできないということで、来年度に向けてプロモーションしようということでございますけれども、これについては、以前にも大震災の時も行つたわけですが、今年は予約があつた部分の学校につきましては、お米をそれぞれ生徒さんも含めて送ろうということで考えているところでございまして、今現在、準備中でございます。

それから、4番5番につきましては、先ほどお話ししましたが、系統外の部分を今詰めていまして、早急に詰めて、早く実施したいというところでございます。

それから、6番の部分につきましては、これも、実はすでにお見積もり等として、契約をしようということになってございまして、これについてもリモートで販売指導の業務をお願いするという形にしてございます。これは、関東圏内に在住の方をお願いしようということで、県のアドバイザーもやられている方をお願いしたいなということで考えているところでございます。

それから、7番の産直施設の部分でございますけれども、これについても現在、どういうものが必要かということで、それぞれの施設に確認中、そして、補助しようということでございます。

それから、8番の部分につきましては、これはＪＡさんと話ししてございまして、いずれＪＡさんの方で現在、進めてございますので、その部分についてさらにこちらでお金もつぎ込んで、一緒になってやっていこうということで今、進めているところでございます。以上でございます。

（小野寺議長） 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、の新型コロナウイルス感染症の対応状況については、以上とさせていただきます。

なお、次 となつて教育委員会の案件ですが、ここをちょっと説明者の都合によりまして、の施設利用料の見直しに係る今後の進め方を最初に協議することといたします。

それでは、説明者入替えのため暫時休憩します。

再開いたします。それでは続きまして、の施設利用料の見直しに係る今後の進め方について、当局から説明をお願いいたします。

（小野寺議長） 千田財務部長。

（千田財務部長） 財務部でございます。施設使用料の見直しに係る今後の進め方についてでござ

いますが、先月、7月に使用料見直しに係る市民説明会、それから市ホームページ等による意見募集を実施いたしました。寄せられました意見の報告と、その意見を踏まえた今後の進め方についてご説明させていただきますので、ご意見等よろしくお願いしたいと思います。

以降詳細につきましては、桂田主幹よりご説明いたします。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) それでは私から、施設使用料の見直しに係る今後の進め方について、資料に基づき説明させていただきます。

1番の協議の概要につきましては、ただいま部長が申し上げた通りでございますので省略いたします。2の説明会等の実施状況でございます。(1)市民説明会の参加状況。7月の最終週に、5会場で説明会を行いました。参加人数は記載の通りでございます。合計357名のご出席をいただいております。

それからその横、(2)意見書の提出状況ということで、様々な記載の通りの提出方法によりまして、全部で98件の書面での意見を頂戴しております。これ以外に、説明会等で口頭でのご意見もちょうだいしているという状況でございます。

ここで頂いた意見の主な意見の集約ということで、3になります。積極的な賛成の意見、あとはしょうがないねという消極的ではあるものの容認する意見もございましたが、主に次のような不満、または反対の意見が多いという状況でした。大きく3点ございまして、(1)が、提案が性急すぎるなど、進め方に対する不満。(2)が、負担が大きすぎるなど、負担増へ反発する意見。(3)が、料金のばらつきなど、施設間の均衡を求める意見。こういったご意見がありました。詳細は後ほど、別の資料でご説明したいと思います。

4番、今後の対応方針の概括でございます。

(1)、意見を踏まえた所要の調整を図るため、予定していた9月議会への提案は見送りとさせていただきますと思います。

(2)、その調整に当たりましては、主に次の点を検討のうえ、原案に対する必要な修正を行います。ということで3点ございます。アが、地区センター体育館等の使用料単価の水準について、引き下げの方向で検討いたします。それからイ、公益的活動に対する減免のあり方についても再度検討させていただきます。ウ、施設利用の低下を避けるための方策ということで、料金が上がることによって利用が低下するんじゃないかという懸念の声も多かったので、これを避けるための方策についても検討させていただくことにしたいと思います。

そして(3)、修正後の案につきましては、再度の市民説明を行うなど、理解と協力が得られるように努めて参りたいというふうに思います。

5番が今後のスケジュールでございます。明日、意見の集約結果及び意見を踏まえた対応方針を市のホームページで公表したいと思います。今回の内容と同じものになります。それから9月に、対応方針に基づきまして、原案修正案の検討取りまとめを行いたいと思います。これには関係団体との協議調整を含むということでございます。そして、10月の中旬に、再度議員全員協議会の方で修正に説明させていただきます。意見を頂戴したいと思います。10月下旬に、修正案についての市民説明会を開催いたします。11月に使用料等適正化調査検討委員会から意見聴取をした上で、12月にその最終案を、12月市議会定例会に改正案として、議案提案をしたいと、ご審議いただきたいというふうに考えております。そして、来年4月の改正条例の施行については、これまでの予定通り来年4月ということで実施したいという考えでございます。

それでは、次の別の資料で、の資料を。横長の資料になります。これが、施設使用料及び減免基準の見直し案に対する主な意見とその対応方針、個別のものでございます。

分類がございまして、分類の1、進め方に対し不満があるもの、ということで、主な意見が5点書いてあります。最初の4点。アが、今月になって急に原案が示されたけれども、余りに唐突に感じると。原案を深く検討したようには見受けられない。拙速な提案にしか見えない。イが、コロナの影響もあり、あまり時間がなくて、その会員の意見集約もままならない。何でこんなに急ぐんだという意見。それからウ、市内30か所の財政健全化説明会は7月下旬まで続けている。タイミングから見て、その意見が原案に十分に反映されているとは思えない。エが

聞き取った意見を持ち帰って検討し、最終案をまとめると言うが、その最終案はどのように示されるのか。それに対して市民は意見を言えないのかというような意見がございました。

これの対応方針ということで、その横でございます。が、9月議会による使用料条例の改正を目指していましたが、今回の原案に対する意見をしっかりと受けとめ、さらに検討を深めるため、9月議会への提案は見送りとすると。原案については、今回いただいた意見を十分に踏まえて、また指定管理者の意向も確認しながら、次項以降に示す各対応方針により、相応の時間をかけて修正の作業を進めます。修正後の案については、10月を目途として、再度市民説明会を開催しその意見を踏まえて最終案をまとめます。最終案については、12月議会の提案を目指しますということです。

意見の方に戻っていただきまして、オ、学校開放の取扱いが今回示されていない。セットでの議論が必要である。これでは判断ができないという意見もいただきました。

その横、対応方針でございます。現在検討中のため今回お示しできなかった学校公開補助事業の見直しについて、次の市民説明会までに原案をまとめて合わせてお示しするというようにしております。

ページをめくっていただきまして、2、負担増に対し再考求めるものでございます。意見のところで、ア、金銭的負担が増えると活動継続できない。やめる人が出てくる。新規加入も見込めない状況だ。活動が衰退するので負担増はもうやめて欲しいという意見でした。この発言があった時に、説明会の会場で多数の拍手があったという状況でございました。そして、イ、地区センターは活動を支援する役割のはずだ。負担が増えれば活動回数を減らすしかない。地区民の活動の足を引っ張るようなことは、施設の役割に反するんじゃないかという意見いただいております。それから、ウ、協力したい気持ちはあるが、団体の人数が少ないため1人当たりの負担があまりに大きい。再考して欲しいという意見がございました。このほかにも同様の意見が、いろいろ書面でも多数いただいております。

これに対する対応方針といたしまして、特に利用が多く、かつ、負担感が大きい地区センターの体育館の単価、1時間当たり1,200円です。2分の1減免でも1時間600円、2時間で1,200円という、この単価につきましては引き下げる方向で検討したいというふうに思います。それから 会員減少によりサークル等の活動が衰退することのないよう、会員増加や活動活性化を図るための何らかの支援策を検討したいというふうに考えております。が、また、活動意欲の低下を防ぐため、地域の実情、施設の利用実態、指定管理者の意向なども踏まえて、減免によらない負担軽減策のあり方についても検討して参りたいと。その他、上記に掲げるもののほか、減免基準の原則、基本使用料は半額負担、付加使用料は全額負担を踏まえつつ、利用者の理解と協力変えられる適正な負担のあり方について検討したいというふうに考えております。

その中に、意見の方に戻っていただきまして、スポーツ少年団で頻繁に施設を利用している。付加使用料だけとは言っても回数が多ければかなりの金額になる。例えば付加使用料の2分の1減免にさせていただくなど特段の配慮をお願いしたい。スポ少さんなんかですと体育館を使うと、1回照明ですと400円だけっていうことになるんですけども、400円とは言え週に4回も使えば、結構な金額になるというご意見でした。それからオ、高齢者のスポーツ団体だが、週に複数回利用しており、積み上げればかなりの負担金額になる。再考して欲しいということで、同じような意見が他にもございました。

これの対応方針につきまして、週4回以上の利用など施設を頻繁に利用した場合、かなり高額な負担となることは承知しておりますが、一方で、施設を広く多くの方々に利用していただきたいという思いもありますことから、その頻回の利用に対する特別な配慮としての原案修正については慎重に検討することと考えております。上記のほか、野球場、テニスコートなど屋外の照明設備の使用料については、特に単価が高いということもございまして負担感が大きいという実態に鑑み、中学生以下の団体に限って、学校開放事業の活用など何らかの負担軽減が図れないか、その方策について検討したいというふうに考えております。その他、意見として、カ、急激な使用料負担の増となるから30分単位の利用を認めて欲しいとか、キ、県民大会を目標に活動しているので、強化練習の時だけでも減免して欲しいといったような意見も

ありました。要望。それらにつきましても、所要の見直し、検討を進めるということにしております。

ページを進んでいただきまして3ページ、3、施設間の負担の均衡を求めるというものでございます。主な意見として、ア、地区センター体育館の使用料がスポーツ施設の体育館と比べて高く感じる。再考してほしい。イが、利用時間の1時間未満の端数の取扱いが地区センターとスポーツ施設とでちょっと違ってきますよと。ここを見直して欲しい。そのほか、例えばアスピアのサロンが、地区センター体育館と同じ区分3になっているんだけど、これちょっとバランスおかしくないですかとか、後藤博記念公民館で第1ホール、第2ホールあるんですけど、広さも違うんですが金額が同じというのはおかしいんじゃないですかとか。ここに書いてある通り、いろいろ施設間のバランスのことを指摘されています。ちょっと詳細は省略いたします。

この対応方針といたしまして、の、特に利用が多く、かつ負担感が大きい地区センター体育館の単価については引下げを検討して、スポーツ施設の体育館と同程度の方に引き下げたいというふうに考えております。それから、1時間未満の端数の取扱いにつきましては、統一する方向で見直しを検討します。として、それ以外、上記以外のものについても、類似の施設間で比較して、均衡または整合が欠けるものにつきましては、状況を調査又は精査した上で、所要の調整を行うというふうにしております。

最後のページでございます。4、公益性のある活動に対し配慮を求めるものということで、アが、市が公益法人に対しその公益性を認めて財政支援をしているにも関わらず、その一方で施設利用の負担を求めるということは、市の姿勢として矛盾しているんじゃないですか。減免基準を再考して欲しい。それから、イ、地区センターの施設設置目的からすれば、地域の社会教育団体、生涯教育団体、市民活動団体などの公益活動は、減免対象とするべきではないですかという意見。ウが、郷土芸能団体は地域の伝統文化を守るために活動しており決して市民の活動ではない。財政基盤は極めて脆弱であり、特段の配慮をお願いしたい。それから、エが、地区センターを利用する場合の地域団体の具体的な中身を示して欲しいというような意見がございました。

これにつきましても、対応方針といたしましては、が、広く公益的な活動を行う団体については、その団体そのものの性格というよりも、事業内容・活動内容に着目して、それに応じた対応策を検討して参りたい。状況を踏まえ、あらかじめ市が認めた特定の公益的な事業活動については、何らかの負担軽減ができる仕組みを検討したい。そして、地区センターの利用において全額免除になる「地域団体」の範囲が今なお曖昧なので、地区振興会の意見を聞きながら、その範囲の明確化を図りますというふうにしたいと思います。

それから5、特定の世代に対し配慮を求めるものということで、ア、奥州市は「子育てナンバーワン」を目指して取り組んでいたはずだ。子どもの団体はすべて無料とするなどメリハリが大事ではないですかという意見をいただきました。それからイ、元気なお年寄りを増やすためにも、敬意を払う意味でも、高齢者団体は優遇して良いんじゃないですかということで、これは高齢者以外の方からのご意見でございました。

対応方針でございます。、今回の見直しは、そのきっかけこそ財政事情の悪化ではありますけれども、その本質は受益者負担の適正化ということでございます。やはり、利用された方が一定の負担をするという基本原則によるべきものと考えます。やっぱり無料っていうのは基本的にはない方向で、いくばくかのご負担をお願いしたいという考えでございます。で、これを踏まえまして、中学生以下の団体と障がい者の団体については、例外的に基本使用料だけは全額免除としましたけれども、それ以外の団体についてずれの世代とも広くご負担をお願いしたいというふうな考えでいるということでございます。

それから6番、地域間の違いに配慮を求めるものということで、地区センターの利用形態について、市街地と中山間部とは異なる。一律に決めるのではなくて、地域の特性に合ったものにすべき。中山間部では少人数の利用が多い。地区センターが活動の拠りどころとなっている実情に配慮して欲しいということでございます。市街地であれば、好きな人が勝手に集まるといってわけじゃないですけども、たくさん集まって活動できるんですけども、中山間部ですと、元々人口も少ないということもあって、声をかけ合って、何とか来てもらっているっ

という状況。その中で有料化なんてなると、なかなか、じゃあもう行かないっていうような人が出てきて非常に停滞するんじゃないかという、そういう心配の声。そういう声がございました。

対応方針といたしましては、指定管理者さんの意向も踏まえながら、統一すべき最低限のルールを見極めた上で、各地域がそれぞれの実情に応じた柔軟な運用を図れるように、所要の検討を行いますということで、そこら辺の地域間の違いというものを、何とかルールの中に組み入れて、実態に応じた柔軟な運用を図れるようにしたいというふうに考えております。見直しに対する主な意見と対応方針につきましては、以上でございます。

(小野寺議長) 以上でございます。ただいま説明ありました件について、ご質問等ございましたらお願いいたします。5番、小野寺満議員。

(小野寺満議員) 小野寺満です。結構、今のご説明聞きますと、ちょっと反対意見をかなりいただいたように思いますが、今回の市民説明会、ご案内出されたと思いますけれども、何件の団体にご案内されたのかお聞きしたいと思いますし、それから反対意見、実際に何件あったのか。多数、いっぱいありますけれども、何件のうち何件が反対だったのか、もしわかればお聞きしたいなと思います。

それから、これからまた再度説明会開く予定なそうなんですけれども、この市民説明会ですが、これは関係団体にご案内するのか、一般市民の皆さんも含めた中での説明会なのか、ちょっとその辺を確認させていただきます。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) 案内した件数でございますが、只今正確な数字をちょっと持ち合わせていないんですけれども、いずれスポーツ施設、そして各地区センターと定期利用団体さんに案内したという形になっておりました。百何十団体だと思います。お集まりいただきまして、反対意見でございます。いただいた意見のうち、正確な数をカウントしているわけじゃないんですけれども、概算として大体、賛成していただけた意見が1割から2割程度、その逆が反対、すべて反対意見だったという、大体大雑把にそういう内訳でございました。

それから10月の市民説明会でございます。今回は広報とかで案内する時間がなかったものですから、利用団体さんだけに偏ってしまったんですけれども、10月の市民説明会の時には市の広報等も使って市民の方にも広く呼びかけて、そのほかにもまた利用団体さんの方にも案内を個別に出して開催したいというふうに考えております。以上でございます。

(小野寺議長) 小野寺満議員。

(小野寺満議員) 5番、小野寺です。いずれ7月にも、財政の関係の市民説明会を開いて、大変長く説明して市長始め、ご苦労されたわけでございます。今回の説明会については、この施設を使う関係団体の皆さんですので、これイコール市民全体の意見というふうには私ちょっと思えないものですから、その辺の対応につきましては当然慎重にしなければいけないと思いますけれども、当然市民の皆さんの負担が増えるのは好ましくないことではあると思いますが、できるだけやっぱり負担のもとで利用するというのが基本になるかと思うので、これからの10月の説明会、もうちょっと説明会の時には理解を得られるような説明をお願いしたいと思いますけれども、考えをお聞きしたいと思います。

(千田財務部長) 議長。

(小野寺議長) 千田財務部長。

(千田財務部長) ただいまのご意見の通りかとこちらでも考えております。ある程度、事務局としては、ほぼ適正な案かなということで4月にはご説明させていただきましたが、いろいろなご意見をいただきました。それぞれの立場でのご意見ですので、それらをいろいろと参考にさせていただいた上で、再度案を作って、再び市民の皆様にご説明をし、一定のご理解を得た上で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

(小野寺議長) 今野裕文議員。

(今野裕文議員) 今回の説明で会費の値上げ等検討しなきゃならない団体が結構あるようです。それで、やっぱりきちんと状況を把握すべきだというふうに思います。単純に、使用料・利用料の問題では私はないと思うんですよ。体協さん、芸文協さんも含めて、結局、その団体が存

在する意味合いも含めてね。特に、行政の支援のない団体について言う活動ができなくなる
ことになりますので、文化・スポーツ振興と言いながら衰退するようなことのないような状況
にしなきゃならないと思いますので、その点慎重に進めて欲しいと。

スポーツ団体でいいますと、身体連はもう活動続けられなくなりそうなので、やっぱり慎重
にね、状況判断しながら進めて欲しいと。一律に反対と言うつもりもあるわけではないんです
けど、いずれ、全体の活動が衰退すれば、それは結果とすれば、何のための使用料引上げだっ
たのだということになってきますので、慎重な対応をお願いしたいと。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) ありがとうございます。おっしゃる通りと考えておりまして、今回書面
で意見書とかもいただいております。そういった団体さんの方から、かなり深刻な状況だとい
うようなことも書かれておりますので、そういった団体さんに常時事情をお聞きしながらしっ
かりその実態といたしますか、どういう状況なのかを把握した上で、おっしゃられる通り慎重に
検討して参りたいというふうに思います。ありがとうございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。1番、小野優議員。

(小野優議員) 1番、小野です。体育施設、体育館の利用単価を若干下方修正するということ
でしたけれども、そうしますと財政再建の流れの中で出ておりました施設使用料等見直しでの3
年間の効果額3.3億円というのが示されておりましたけれども、こちらの部分にどの程度影響が
あると考えていらっしゃるのか、お伺いします。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) 当初、財政健全化ということで、使用料の見直しとして年間で1億1,000万
円の効果額を見込んでおりました。ただ今回、例えば子供さん、スポーツ少年団とかの部分の
基本使用料を全額免除にするというような軌道修正も行いましたし、あと今回、さらにまた引
き上げということになれば、正確にはまた試算できてないんですけども、概算で大体7,000万
円とか8,000万円とかそのくらいに落ちるんだろうなというふうには考えております。以上で
ございます。

(小野寺議長) 小野優議員。

(小野優議員) そうしますと、財政健全化の見込みというところの数字も変わってくるかと思うん
ですが、この辺をあとどのように今後、財政再建の方の計画を修正なさっていくのかという
ところ、お伺いいたします。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(小野優議員) おっしゃられる通り、軌道修正と言いますか、最初に出したもののから修正は必要
なんだろうなというふうに思っております。財政状況の方も、やっぱり時間とともに変わって
きている部分もございますので、そういったところ、実際の収入支出がどのくらいになるかと
いったところを見極めながら所要の調整をしていきたいと。少なくとも今、減額分を何か別な
ものに振り替えて、必ずもらわなきゃ駄目だということまで具体的に判断できている状況で
はないです。このままいっていいるのであれば、今の計画の通りで37億円だったかな、一応令
和8年度時点で残高が見込めますので、何とかその中で見込めれば、無理に他でバランスをと
らなくても何とかやれるかというふうな感覚ではあります。以上です。

(小野寺議長) 他にございませんか。27番、及川善男議員。

(及川善男議員) 今後のスケジュールで、12月議会に提案して、来年の4月からということなん
ですけれども、今後の説明、或いは市民の意見の反映にもよると思うんですが、これを固めた
ものとして、この通り進めるのか。状況によって柔軟な対応を考えていくのか、お願いします。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) 資料に条例改正の施行を来年4月ということで、(予定)というふうに
あえて書いておりまして、スケジュールですから当然予定ではあるんですけども、あえて予
定と書いたのは、そういうことでございます。何が何でもここを目指すというよりは、しっか
り住民の方々から理解を得た上でやっぱり進めたい。そこは少し丁寧に進めたいというふうに
考えております。以上でございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。

それでは、 の施設使用料の見直しに係る今後の進め方については、以上とさせていただきます。

昼食のため、午後 1 時 5 分まで休憩いたします。

奥州市立小・中学校再編計画（素案）について

<小野寺議長が再開。千葉教育部長、佐藤学校教育課長が資料説明（ICレコーダ記録できず）>

（千葉敦議員） ……思うところがあるわけですが、その辺の見解を伺います。

（小野寺議長） 千葉教育部長。

（千葉教育部長）今お話ありました通り、議会の前に再編検討委員会で示しました。と言いますのは、その検討委員会では昨年度からの話し合いの中で、やはりたたき台、素案を出してもらわないとこれ以上議論は進まないのじゃないかといった話がありまして、この度、事務局案を計上させていただいたということでもあります。そして、その検討委員会の中でいろいろ意見もいただきました。そして概ね、これで、まずはこの素案はよろしいのではないかということで、では地域説明会ということで、差し当たっての江刺の地域会議に話をさせていただいたということでもあります。こちらとすれば、本当にたたき台でありまして、その議論を進めていただくための案ということで、議会の全員協議会にお示し前に進めさせていただいたという内容でございます。議会に対して遅かったということであれば、申し訳なかったなというふうに思っております。以上でございます。

（小野寺議長） 千葉敦議員。

（千葉敦議員） 今時点で、今年は特にコロナの関係等でいろいろ、全員協議会を含めて、臨時議会等も毎月のように言ったらよいのですか、結構、ずっとこの間会議があったわけですが、けれども、そのどこかの時間を使えば、素案の概要だけでも、議会に前もってやはり示していただくというのが、私は筋ではないかなと思いますので、改めて伺って終わります。

（小野寺議長） 千葉教育部長。

（千葉教育部長） 素案と言いましても、本当に検討委員会に出せば、また、いろいろ変わるような内容もあるのかなというふうに思っておりまして、議会の皆さんにお示ししても、また、こう変わるような可能性もあるということで、このような形にさせていただいたということでもあります。今後、先ほどのご意見を踏まえまして、進めて参りたいというふうに思っております。以上でございます。

（小野寺議長） この素案のことを今日の全員協議会に示す前に、私には報告がありました。それで、これをいつの時点で示すかについては相談あったわけですが、随時、今後ともこう変わる要素はあると。検討委員会と並行しながら、折々、全員協議会には、その経緯をも含めて報告していくということで、今回の素案の提示を了承したものでございます。

（小野寺議長） 及川佐議員。

（及川佐議員） この内容、実施について、いろいろ議論あると思うんですが、この中身を考えるにあたって、協働のまちづくり、指針の見直しを今年やるわけなんですけど、そういう中でこの学校再編がどのような意味を持つか、まちづくりにどのような影響を及ぼすかということは、検討が必要だろうと思っております。

例えば、まちづくりを作るのにその地域に学校がなくなる。幼稚園も保育園も子どもの声も聞こえなくなる。街に持っていけばいいということになってくると、そこに新しく住む人もいなくなっちゃうんですよ。子どもを育てる学校がなくなるわけですから。だから、基本的に、学校再編自身が協働のまちづくりにどのような影響を及ぼすのか、どういう視点で検討するのかがないと、この問題だけでどうなんだっていう話では済まないと思うんですね。例えば、病院がなくなる、学校がなくなったら、やっぱりその地域づくり自身が非常に難しくなるんですよ。また、新しく来て子どもをつくる人も、学校ないとなかなか不便なので、どうしても街場に行くといいますが、便利などに行くっていう傾向が強まりますので。だからといって、これが間違っているってわけじゃないんですけども。この問題、多方面にわたって及ぼす影響が強いので、もう少し、総意として、まちづくりの様々な観点から議論すべきものだと思うんですが、そういう視点で議論は進んでいるのでしょうか、進めるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

(小野寺議長) 田面木教育長。

(田面木教育長) 今議員さんからいただきましたように、まちづくりについてっていうことについては、非常に私たちも考えておりましたが、課長が説明した通り、学校として成立しなくなってくると。いわゆる教育の活動するときに、こういう部分が非常に子供たちにとって本当に幸せというか、教育を受ける権利っていうか、これを考えるとどっちがいいのかっていうことが、まず私たち教育委員会としては、ちょっと考えたところでございます。あえて、そのまちづくりが駄目というわけじゃありません。一緒に考えていかなければならないことの重要性は、教育委員会としても考えておりますし、今後、その辺りについては、市当局と詰めながら、地域とも話ししながら、どうすればその地域が活性化できるかというあたりをお互いに話し合いながら進めていくということになろうかなと思っています。考えております。以上です。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 要するに、教育委員会で話すことだけでは済まないって話を私は言っているんですね。もうちょっと全体的な、市としてどういうまちをつくっていくか。特に、私も江刺ですから気になるんですが、これによると、最終的には岩谷堂小学校と愛宕小学校、それから一中1校だけになりますね。最終的には、そういう計画。その距離感、歴史的な経過で作られたいろんな地域があるんですけども、そういうものが極端に言うと、岩谷堂近く、愛宕もすぐ近いわけですけど、ここに1点に集中するということが予想できるわけですよ。そういう時にじゃあ、子どもを育てる方が移るかといったら逆なので、もちろんこれは駄目だって言っているわけじゃないですよ。駄目だって言っているわけじゃないけど、相当慎重な、多方面にわたるなんか理解を及ぼすようなことしないと。だからこれ、合意をとるのは非常に難しいと思うんで、その辺は、教育委員会の問題か、もっと全体的な問題なのか、市長の見解をぜひお願いいたします。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 及川議員のお話もわからなくはないんですが、現実と、理想。逆に話をすれば、大変不遜な物言いかもしれませんけれども、どのようにしたらいいんですかというご提案をいただきたい。及川議員から。なぜこのことを言ったかと言いますと、今回、30地区の地区回りをした時に、こう言われました。米里地区の方でした。早く再編を進めると。そうでないとうちの地域が壊れてしまう。一瞬言っている意味がわかりませんでした。学校をなくすことによって、地域の連帯や活性化が損なわれるのではないかというふうな思いが若干あった私からすれば、なぜ地域に住む方々がそのようなお話をするのかということです。結局、親御さん方は、3世代で生活をしていただけど孫の教育を考えると、若夫婦と孫は岩谷堂に移って、そこで教育を与えた方が将来のためになる。よって、米里から人がいなくなるという現実がここにあるんだと。極めて重い話だと私は受けとめました。

ですから、決して及川議員のお話を否定するわけではありませんが、このような状況を考えてときには、今後、たくましく育つ子供たちの教育環境をいかに整えてあげるかということに、まず軸足を置くべきではないか。一方で、地域を守るための在り方。このことについては、おっしゃる通り広く考えを及ぼしていかなければならない。

しかしながら、小学校は6年です。中学校は3年。拙速に進めずと言いながら、この話を、先送りすることとすれば、その期間に属する子供たちは、決していい方向の教育環境を与えることが難しくなってしまうというのも現実であります。

この辺について、ぜひ今、その理論をしっかりとというふうな部分があるとすれば、私は、現状の教育委員会の進め方を指示しておりますけれども、至らんとところはたくさんあると思いますので、ぜひ、創造的なご提案をちょうだいできればと思うところでございます。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) いや、私そんなこと言っているわけじゃなくて、教育委員会だけではなかなかこの問題はなかなか議論しにくいでしょうと。特に今まちづくりをどうするかっていう議論をしているはずなんですよ。その際に、これは抜け落ちる。例えば何年間か、確かに3年、或いは6年っていう期間で、そのあとのものまで及ぼす影響が大きいんですよ。その先の問題も、当然考えなければ駄目なんですね。ですから、まちづくり全体、地域全体として、この持ってい

る、持っていないかわからず、もっと10年先、20先も及ぼす影響なので、いろんな立場から議論が必要だと言っているんですね。中身そのものをとやかく言っているつもりはないんです。だけれども、そういう視点でのテーブルがあるのかという、どこでそういう議論をするのか。単なる父兄だとか、地域にぼんぼんぼん行って、了解を得るようなことで済む話じゃないんじゃないですかと私はお話しているつもりなんです。その辺は何かテーブルとしてあるんでしょうか。全体的にこの問題を取り扱ったり、専門の方をまた議会の中でしゃべってもらったり、そういうものが必要じゃないかと私は思って話しているつもりなんです。別に、対案で創造的なものを出せと、そういう話ではないので、そういうテーブルはもう少し広げた方が、よりいろんな意見、或いは長期的な視点でできるんじゃないかということを言っているつもりなんです。もしそれで何か具体的な対策、或いはそういう機会があるならば教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 少し私の物言いが琴線に触れたとすればお詫びをしなければならないのでありますけれども、見解として伺いをしながら、総合教育会議等もありますので、その中でしっかりと検討して参りたいと考えます。

(小野寺議長) 藤田慶則議員。

(藤田慶則議員) 基本的なことをお聞きしたいんですが、統合するっていう場合には、その校舎を利用して統合する、ですよね。統廃合の場合は、新しく校舎を考えるっていうことなんでしょうか。ここの説明のどこにあるんですが。前期は結構、統合すると。後期の方に統廃合を考えるとというような文言があるわけですが、その基本的な考え方を教えていただきたいというふうに思います。

(小野寺議長) 佐藤学校教育課長。

(佐藤学校教育課長) 今回の事務局の素案につきましては、近隣の既存の校舎を使った統合について提案をさせていただきます。後期についても同様でございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。27番、及川善男議員。

(及川善男議員) 今、コロナでね、かなり少人数学級っていいですか、そういう配慮がされているんですけども、これ見ると、統合してもあまり影響ないのかなっていう思いもあるんですが、その辺のところの配慮はどのように検討されて原案が作られているのか。その点伺いたしたいと思います。

(小野寺議長) 佐藤学校教育課長。

(佐藤学校教育課長) 各1学級の児童生徒数につきましては決まりがございますので、35名で1学級となつてございますが、36名在籍となると、2つの学級で指導が可能でございます。つまり、18名18名で2学級となりますので、一概に児童数が増えたので密になるというわけではございませんので、そのあたりは、それぞれの各学校で統合した場合の児童生徒数をよく見ながら、可能な場合、一番ベストな方法について学校再編委員会の中で検討を加えていただく予定でございます。

(小野寺議長) 及川善男議員。

(及川善男議員) この数字を見ますと、小学校はかなり少人数で抑えられるようですが、中学校になると、結構35人ぎりぎりとかね、そういうような数値になるようなんですけども、特に中学校の場合、身体も大きくなりますしね。そういう点での配慮っていうのは、私は必要なんじゃないかなというふうに思うんで、今後の検討の中でぜひそれらのことも含めて、親御さんの統廃合して欲しいという要望とはまた別に、教育上の安全からも検討しなきゃならない項目ではないかと思うので、その辺ぜひ検討して欲しいなというふうに思います。お伺いします。

(及川善男議員) 佐藤学校教育課長。

(佐藤学校教育課長) 今のご指摘いただきましたご意見につきまして、次回、11月の学校再編検討委員会の中で、各委員の皆様方に、事務局として確実に伝えて参ります。ありがとうございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。それでは、の奥州市立小・中学校再編計画(素案)につ

いては以上とさせていただきます。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

再開いたします。続きまして、の令和2年7月28日大雨に伴う災害対応について、当局から説明をお願いいたします。小野寺市民環境部長。

(小野寺市民環境部長) 市民環境部でございます。それでは私から、令和2年7月28日の大雨、土砂災害警報等の発令に伴う災害警戒本部の対応について概要を説明申し上げ、配布いたしております資料の詳細につきましては、それぞれ農林部、都市整備部を含めた所管課の方から説明をさせていただきますのでご了承願います。

本大雨につきましては、江刺米里観測地におきまして、1日当たりの総雨量が、27日には72.5ミリ。28日には90ミリの雨量が計測されたところであります。当市では、28日火曜日、午前1時28分の警報発表に伴いまして、災害警戒本部を設置し、危機管理課職員を中心に、情報収集、連絡調整、巡視活動等にあたりました。また、市消防団、各方面隊の皆様にも、河川巡視等の水防活動に従事いただいたところでございます。その後、同日午後9時21分に警報から注意報に切り換えとなりましたが、自主避難されている方々がまだおりましたことから、警戒本部体制を継続いたしました。そして、翌日の午前5時30分に、避難者全員のご帰宅を確認し、警戒本部を廃止したところでございます。私からは以上でございます。

(小野寺議長) 門脇危機管理課長。

(門脇危機管理課長) それでは、私から、配布しております資料に基づきまして説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。先ほど部長から説明がありました通り、7月28日の火曜日、午前1時28分に災害警戒本部を設置し、災害対応を行ってございます。この災害警戒本部は、翌29日水曜日、午前5時30分に自主避難者全員の帰宅を確認しましたので、廃止をしてございます。

1番の災害対応の経過等でございますが、今お話した通りの内容でございます。なお、資料につきましては、28日に午後2時現在と5時現在、それから翌29日の午前8時現在の資料を各議員さんに配布させていただいておりますので、今回の資料はそれをまとめたものでございますので、要点をかいつまんで説明させていただきます。

それでは、2ページをご覧ください。2番の被害等の状況でございますが、人的被害はありません。(2)の住家の被害もございません。(3)道路の被害でございますが、高速道路や国道の被害はございませんでした。県道は冠水が3か所、土砂の流出が1か所。冠水3か所のうち2か所は通行止めでしたが、翌日には解消されてございます。エの市道関係は、今月の12日10時現在の内容でございますけれども、全部で157件の被害が発生してございます。それから、通行止め等の箇所については2か所ありまして、全体で解消含めると12か所ということでございます。(4)のライフラインでございますが、水道等には特段被害はございませんでしたが、停電がございまして、27日の午後4時47分から今後6時45分の間に、江刺の伊手地区等で約500戸。それから、翌28日の午前6時26分から8時28分の間に、梁川地区で約70戸の停電がございました。続きまして、(5)の林道・農地・農業用施設関係でございます。こちらは、林道が全部で14か所。農地が5か所、農業用施設が27か所で、合計46か所の被害がございました。それでは、3ページをご覧ください。(6)のその他でございますが、住宅の敷地内に、泥水や土砂の流入がございまして、江刺地域で7件、前沢地域で2件ございましたが、住家等への被害はございませんでした。

次に、3番の自主避難の状況でございます。まず、28日の火曜日の午前7時に米里地区センターに自主避難すると連絡をいただいておりますが、近所の方々が土嚢等で対応をされたため、結局、避難はせずに済んでございます。それから、午前8時30分に玉里地区センター長さんから、避難者を収容するためにトレーニングセンターを開放するというご連絡をいただきましたが、こちらも自主避難者はございませんでした。それから8時55分に、稲瀬地区センターから自主避難者があるというご連絡をいただいております。1世帯1人の方が稲瀬小学校に自主避難をされております。こちらは10時に避難所運営班が対応をしてございましたが、11時半に帰宅されたということでございます。それから、続きまして28日の午前中ですけれども、

黒石地区センターから住民を避難させたいという連絡がございまして、随時、今後から自主避難者がありました。午後2時現在では21名の方、今後3時40分現在では29名の方、午後5時現在では30名の方、夜中の12時におきましては10世帯17名の方が避難所に宿泊されてございます。翌朝5時半には、自主避難者は全員帰宅をされてございましたので、ここで災害警戒本部を廃止いたしてございます。

なお、7月28日の11時52分ですけれども、グループホームもたいの利用者を、同じ法人が運営しているグループホームときわの里へ避難させるとの情報がございました。それから、同じく7月28日の午後3時ですけれども、北常盤行政区長さんから、自主避難者2世帯2名があるということでしたけれども、これも1時間半後ぐらいには帰宅されているということのご連絡をいただいております。それから、同じく28日の午後5時12分ですけれども、グループホームひだまり、ひだまり2は、いこいの森に避難したという情報をいただいております。私からは以上でございます。

(小野寺議長) 鈴木農林部長。

(鈴木農林部長) それでは農林部所管の部分について、7月以降の災害状況について、こちらの担当の方からご説明させていただきたいと思います。

(小野寺議長) 菊地農地林務課長。

(菊地農地林務課長) 農地林務課の菊地です。私から、農林部所管の7月豪雨に関する災害状況について報告いたします。座って報告させていただきます。

農林部からの説明資料、6枚ものの資料がございますのでそちらをご覧ください。農地等の災害の対象となる豪雨は、7月に2回発生しておりまして、7月11から12日豪雨と、7月27から28日の豪雨となります。

初めに、7月11から12日豪雨について申し上げます。資料1ページをご覧ください。この豪雨では、梁川で時間雨量23ミリ、24時間雨量88ミリとなるなど、江刺地域の北部で災害の基準を超えて、災害区域に該当しております。林道の被害状況ですが、青色で示した梁川、米里地域の林道が路面洗掘で4か所被害を受けております。位置は2ページの図面に青丸で示しております。

次に3ページをご覧ください。農地農業用施設の被害状況ですが、補助災害3件、小災害3件、単独災害11件の計17件となっております。内訳は、道水路14件、農地3件です。位置は、5ページの図面の通りでございます。

次に、7月27から28日豪雨について申し上げます。資料1ページにお戻りください。この豪雨では、基準を超える時間雨量が梁川で33ミリ、米里26ミリ、24時間雨量が梁川で129ミリ、米里138ミリの他、基準には届かないものの、24時間雨量が水沢77ミリ、若柳72ミリ、衣川63ミリと、市内全域において豪雨が観測されております。林道の被害状況ですけれども、江刺地域の北部において、緑、赤、紫で示した16か所の林道が路面洗掘等で被害を受けております。位置につきましては2ページの図面に色分けして示しております。

次に4ページをご覧ください。農地農業施設の被害状況ですが、補助災害1件、小災害5件、単独災害26件の計32件となります。内訳は、道水路27件、農地5件です。位置は6ページの図面の通りでございます。

7月豪雨として農林部の災害復旧費をまとめますと、林道災害20件、415万9,000円。農地農業用施設災害49件、5,049万9,000円。合わせますと合計ですが、69件、5,465万4,000円となります。以上でございます。

(渡辺都市整備部長) 議長。

(小野寺議長) 渡辺都市整備部長。

(渡辺都市整備部長) 私の方からは、都市整備部所管の土木施設の災害復旧についてご説明させていただきます。まずちょっと資料の補足説明なのですが、先ほど、危機管理課の方から説明のあった2ページ市道等の被害件数の表でございますが、これはあくまで7月27日から28日にかけての豪雨によるものの被害の状況でございます。このほかに、先ほど農林の方でも話がありましたが、7月11日から12日にかけての豪雨におきましても、江刺の梁川地域を中心に、46件の市道等の被害状況の連絡が私どもにありました。これらを合計しますと203件という

ことになるのですけれども、これらのうち、道路河川合わせて58か所について、災害復旧事業を行う必要が生じております。被害状況につきましては、担当の維持管理課長から説明させていただきます。

それと資料の作り込みの中で、土木施設の災害の資料の方には、7月10日から12日にかけての豪雨というふうに記載されております。これ、県の方で被害状況を取りまとめる際に、雨の降り始めが7月10日から12日にかけての豪雨だったということで、県の方、県土整備部の補助の取りまとめは7月10日から12日にかけての豪雨というふうになっているものでして、内容に差異があるものではございません。

では、担当の維持管理課長からの説明とさせていただきます。

(小野寺議長) 千葉維持管理課長。

(千葉維持管理課長) 私の方からは、公共土木施設の被災状況につきまして、ご説明いたします。

都市整備部所管の公共土木施設の被災状況についてご説明いたします。被災件数は全体で58件となっております。8月7日付の補正専決額は6,183万4,000円となっております。7月に24時間当たり80ミリ以上の豪雨が2回発生し、被災しております。まずは、7月10日から12日の豪雨では、被災件数20件で、施設別では、道路災害は12件で、河川災害は8件となっております。次に、7月27日、28日の豪雨では、被災件数38件で、施設別では、道路災害は33件で、河川災害は5件となっております。主な被災状況としては、道路災害は、路面の洗掘及び流出が過半数を占めております。続いて、法面の崩壊となっております。

河川災害では、護岸の洗掘となっております。地域別では、水沢地域1件、江刺地域57件となっております。今回の被害の多くは江刺地域となっております。

補足ですが、災害箇所位置図ですけれども、凡例がついておりませんので補足いたします。災害地図の茶色で表示している箇所名が7月10日から12日で、黒で表示している箇所名が7月27から28日です。赤丸が道路で、青丸は河川となっております。以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明いただきました点について、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。7番、千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) 2点、お尋ねいたします。

3ページですけれども、避難所を開設されていますが、自主避難所を開設されていますけれども、地区センター又は区長さんからの連絡でということあるようですけれども、連絡方法と避難所運営班の連絡体制はどのようになっているのかというのが1点ございます。

あと2点目が、グループホームが何箇所か避難したいというようなこと、また避難したというのがあるようですけれども、このグループホームとか高齢者施設の市との連絡方法、これはどのように対応されているのかについて、2点お尋ねいたします。

(小野寺議長) 門脇危機管理課長。

(門脇危機管理課長) お答えいたします。避難場や、避難所運営班或いはグループホーム等の連絡方法でございますけれども、まず自主避難された方等につきましては、基本、行政区長さんから随時ご連絡いただくこととしてございまして、今回も行政区長さん或いは地区センターからご連絡いただくことにしておりまして、今回は地区センター等からのご連絡をいただいているということでございます。

避難所運営班への連絡方法につきましては、平日の勤務時間内であれば直接、担当の所属長なりを通じて現場に向かっていただくよう依頼してございますし、例えば、休日とか或いは時間外の夜間につきましては、職員用のメールでの連絡手段がございますので、これで連絡を取ると。メールを確認したかどうかをこちらで確認できる手法もございますので、確認できない場合は直接電話等で連絡をするという段取りになってございます。

それからグループホーム等の避難等につきましても、担当課であります長寿社会課等へグループホームから連絡をいただくということになってございまして、その情報が長寿社会課から危機管理課の方へいただいているというふうな仕組みになってございます。以上でございます。

(小野寺議長) 千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) 1点だけです。例えば、今回みたいな形で一般の方が大変だと、避難したいと

いう場合の申し出というのは、この形ですと、区長さんまたは地区センターに申し出ていただいて、開設してもらっている形になるのでしょうか。その点について1点お尋ねいたします。

(小野寺議長) 門脇危機管理課長。

(門脇危機管理課長) お答えいたします。基本的には、自主避難する場合、その避難所だけが避難先ではございませんで、例えば、知人の方なり、ご親戚の方の家で、災害に遭われる可能性がないというところであればそちらの方への避難ということも可能でございますし、そういったところがなくて、どこかに避難したいななんていう場合は、行政区長さんでも地区センターの方でも結構ですし、当然、我々市役所の担当課の方にご連絡いただければ、直ちに準備をさせていただきたいというふうに考えてございます。

(小野寺議長) 20番、中西秀俊議員。

(中西秀俊議員) まずもって、今回7月に2回の大雨がありました。その際、私どもの地域にいっぱい雨が降りました。その対応、本当に心から感謝をいたしております。土木であって農林部であって、本当に速やかに行動を起こしてくれたなと思っています。褒めるわけじゃないですけども、市長が提案する協働のまちづくりの中で、地区センターの位置付け、あり方っていうのが、すごく私勉強になりましたし、とてもいい動きをしてくれたなと思っています。個々に議員が当局にお話をするのではなくて、地区センターを通じて、一括でみんなことを上げてくってという取り組み方、対応の仕方っていうのは、私は改めて勉強させられました。それで、それによって速やかな行動、動きがあったなと強く思っています。これからもこういった形で、センターを中心にしながら、距離がある地域にとっては、センターがやっぱよりどこになりますので、これからもぜひこういった対応をお願いしたいなと思っています。

その中で、土木関係でも、何年間か砂利が流れる、石が流れる、洗堀されるので何とか道路をという形で、でもそれが現道舗装っていう形の中で、なかなか舗装にならないっていう状況があります。それを何とか解消したいっていうので、地域振興会を通じながらあげてくわけですけども、予算の関係であったり、道路の幅であったり、様々な条件に満たさない部分の中で、1つずつ対応はしていただいているんですけども、これからも何とかこういった自然災害に対応する形の中で対応していただければなと強く思っています。その見解。さらにその洗堀された部分、今回大きかったのが、側溝に詰まった砂利を速やかに上げていただいたっていうのは本当に地域住民喜んでおります。そういった対応もこれからをよろしく願いしたいなと。舗装にならない限り、やっぱそういう状況が生まれると思いますのでよろしく願いしたいなと。

あとこの頃入ってきたお話で、私どもの中にりんご団地が2つございます。そのりんご団地の市道ではない、多分そのりんご団地の土地っていう形の中で、やっぱり洗堀されていて何とか、りんごの出荷の前に、何とかならしていただきたいというお話、多分入っていると思うんですが、その辺の見解をお伺いしたいなと思います。以上です。

(小野寺議長) 渡辺都市整備部長。

(渡辺都市整備部長) まず、市道を舗装して欲しいという、災害の対策も兼ねてというご意見に関しては、ご指摘の通りだと思います。或いはこれまでも、特に江刺地域に多い未舗装の道路の舗装というものは、かねてからずっとご要望を受けてきているところであります。なかなか全部を解消するような状況をすぐに見いだすということも難しいのではございますけれども、今後とも道路整備計画なりに計上しながら、少しずつ、1つずつでも解決できるように進めて参りたいというふうに考えております。

それから、りんご団地の砂利道が流された件に関しては、ちょっと具体的にどの路線かというのは掌握していないようですけども、実は・・・

< ICレコーダー記録できず >

(以下略)

奥州市議会全員協議会

日時：令和2年8月18日（火）

午前10時

場所：7階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① 職員の懲戒処分について
- ② 新型コロナウイルス感染症の対応状況について
- ③ 奥州市立小・中学校再編計画（素案）について
- ④ 施設使用料の見直しに係る今後の進め方について
- ⑤ 令和2年7月28日大雨に伴う災害対応について

(2) 報告事項

- ① 第58回知事を囲む懇談会（7/22）報告者：小野寺隆夫 議長
- ② 令和2年度岩手県と奥州市の政策協議（県統一要望）（8/7）
報告者：佐藤郁夫 副議長
- ③ 奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会（7/31）報告者：小野寺満 議員

4 そ の 他

5 閉 会

ストーカー行為による公務外非行に係る職員の処分について

下記のとおり当該職員及び関係する職員に対し懲戒処分等を行いましたのでお知らせいたします。

職員の法令及び服務規律の遵守については、日頃から注意喚起をしてまいりましたが、今回の事案により公務員としての信用を著しく失墜させてしまいましたことは甚だ遺憾であり、被害にあわれた方、市民及び関係機関の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことに対し、深くお詫び申し上げます。

今後は、法令の遵守はもとより、公私を問わず公務員としての自覚を持ち行動するよう職員の指導をさらに徹底し、二度とこのような不祥事を起こすことのないよう注意してまいります。

記

1 処分（措置）年月日

令和2年8月13日

2 処分（措置）対象者及び内容

所 属	職	氏 名	年齢	性別	処分の種類
総務企画部総務課	副主幹	（略）	50歳	男性	停職3月

※ 8月13日付けで、選挙管理委員会事務局から総務企画部総務課付けとする人事異動を行っております。

職	年代	性別	措置の種類	措置の内容
課長級	50代	男性	文書訓告	管理監督責任

（指導監督上の措置）

3 事案の概要

知人女性に対するつきまとい行為等を反復して行ったことからストーカー行為等の規制等に関する法律違反の疑いにより、令和2年7月8日に逮捕され、令和2年7月29日に罰金20万円の略式命令を受けた職員に対し懲戒処分を行うとともに、管理監督責任によりその上司の職員に指導監督上の措置を行ったもの。

新型コロナウイルス感染症対策の対応状況について

1 経過報告（令和2年7月16日開催 全員協議会以降）

＜対策本部の開催＞

- ・7月31日（金）第18回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

＜要望事項等＞

- ・7月22日（水）胆江民主商工会

＜発熱外来診療所開設状況＞

月	日	診療実績	PCR検査結果
6月	4、⑨、11、16、⑱、23、25、30	2日（診療予約なし6日）	全て陰性
7月	②、⑦、⑨、⑭、16、⑳、㉑、㉒、㉓	7日（診療予約なし1日）	全て陰性
8月	④、⑥、⑪、⑬、18、20、25、27		全て陰性

※ ○印は、診療予約あり。 網掛けは、今後の診療予定日。

＜岩手県内陽性者に関する情報（8/13現在）＞

通番	年代	性別	居住地	判明した日	備考
1 例目	40代	男性	盛岡市	令和2年7月29日（水）	入院中
2 例目	30代	男性	宮古市	令和2年7月29日（水）	8/4退院
3 例目	40代	男性	矢巾町	令和2年7月30日（木）	入院中
4 例目	40代	男性	北上市	令和2年7月31日（金）	入院中
5 例目	40代	男性	雫石町	令和2年8月5日（火）	入院中
6 例目	20代	女性	久慈市	令和2年8月6日（木）	入院中
7 例目	10代未満	女性	久慈市	令和2年8月7日（金）	入院中
8 例目	50代	女性	久慈市	令和2年8月13日（木）	入院中

2 対策本部会議の開催内容

第18回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（7月31日）

(1) 報告

- ・岩手県内及び国内の陽性者の状況について
- ・市への問合せ、イベント・会議等の状況及び寄付等について

(2) 情報共有

＜各部から＞

- ・市議会全員協議会（7/16）について【健康こども部】
- ・令和2年10月に予定している修学旅行の旅行先について【教育委員会】

＜各部会から＞

- ・特別定額給付金及び生活福祉資金について【生活支援部会】
- ・新型コロナウイルス感染症に係る支援策の進捗状況について【経営支援部会】
- ・商工業セーフティネットに係る融資及び信用保証の状況について【経営支援部会】
- ・農林漁業セーフティネットに係る融資等の状況について【経営支援部会】
- ・新地方創生臨時交付金（国2次補正）を活用した奥州市の施策について【経営支援部会】
- ・地方創生臨時交付金の交付対象事業である国庫補助事業の有効活用について【経営支援部会】

(3) 県内での感染者発生に伴う今後の対応について

県内での感染者発生に伴う今後の対応について

7月29日に県内で初めての新型コロナウイルスの感染者が確認されたことに伴い、同月30日に知事メッセージが発せられた。

本市においては、知事メッセージの趣旨を踏まえ、次のとおり対応する。

1 市民に対して次の事項について注意するよう呼びかける。

- (1) 日常生活における基本的な感染対策の徹底
- (2) 都道府県をまたぐ移動の際の慎重な行動
- (3) イベント等の開催に係る慎重な判断
- (4) 感染症に関する不当な差別や偏見のない思いやりのある行動

2 市が主催するイベント等の開催、施設利用等については、これまでの取組みを継続する。

なお、この対応については、国及び県の方針等に応じて本部会議で協議のうえ、見直すこととする。

(4) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けたイベント等の対応方針について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けたイベント等の対応方針について
(令和2年7月31日改訂)

市が主催又は共催するイベント等の対応方針について、次のとおり改訂する。

1 イベント等の開催について

- (1) イベント等の態様（屋内、屋外、規模等）に応じた適切な感染防止策を講じたうえで開催すること。
- (2) 全国的かつ大規模なイベント等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、原則として、中止又は延期すること。

2 開催に当たっての留意事項について

- (1) 次の基本的な感染防止策を講じること。
 - ・マスク着用や手指消毒など適切な感染防止策を講じること。
 - ・三つの密「密閉、密集、密接」の発生を回避すること。
 - ・大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等を回避すること。
- (2) 感染が発生した場合に参加者へ確実に連絡が取れるように、可能な限り参加者名簿を作成すること。
- (3) 屋内での開催は、参加者数の目安を次のとおりとすること。

期間	参加者数の目安
<u>7月10日から</u> <u>感染状況を見つつ、8月末まで</u>	<u>収容人数の50%以内かつ5,000人以下</u>
<u>9月1日から</u>	<u>国の取扱い等を踏まえて検討のうえ、決定する。</u>

- (4) 屋外での開催は、参加者同士の距離を十分に確保（2メートル）し、参加者数の目安を次のとおりとすること。

期間	参加者数の目安
<u>7月10日から</u> <u>感染状況を見つつ、8月末まで</u>	<u>5,000人以下</u>
<u>9月1日から</u>	<u>国の取扱い等を踏まえて検討のうえ、決定する。</u>

3 方針の適用期間等について

本対応方針は、令和2年7月31日から適用する。ただし、国内の感染者数の動向、岩手県内での感染者の発生状況等により、必要に応じて見直すものとする。

4 市以外の団体等が主催するイベント等について

- (1) 市が後援するイベント等については、この方針を遵守していただけるよう依頼する。
- (2) 関係機関及び団体に対し、この方針を周知する。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 市長メッセージ

市民の皆さまには、「新しい生活様式」の実践など新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力いただき、心より感謝申し上げます。

緊急事態宣言が解除され、行動の自粛や制限の緩和など、日常生活や社会経済活動の回復に向かって進んでおりましたが、全国で唯一新型コロナウイルスの感染者が未確認だった岩手県で7月29日に感染者が確認され、市民の皆さまにおかれましては、不安な日々をお過ごしのこととご推察いたします。

これから夏休みやお盆を迎え、家族が帰省する時期となります。また、国の「Go To トラベル事業」もスタートしており、都道府県をまたぐ移動など人の動きの活発化が予想されることから、次の事項にご留意いただくようご協力をお願いいたします。

- ・ 手洗い、マスクの着用、三密の回避、ソーシャルディスタンスなど基本的な感染対策をもう一度確認し、徹底すること。
- ・ 県外への移動の際には、移動先の都道府県知事の要請に従うなど極めて慎重に行動すること。
- ・ 県外にお住まいのご家族が帰省を予定されている場合は、お住いの都道府県知事の要請に従うなど極めて慎重に行動するようお伝えいただくこと。
- ・ イベント等の開催に当たっては、広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものは、中止を含めて慎重に判断すること。
- ・ 地域の夏祭りなど比較的小規模なイベントで参加者が概ね把握できるものについては、適切な感染対策を徹底したうえで開催すること。
- ・ 感染症に関する差別や偏見は、絶対にあってはならないので、その方の立場になって考え、冷静に思いやりをもって行動すること。

再び大きくなり始めている感染の波を抑えるためには、市民の皆さまのご理解とご協力が不可欠です。基本的な感染対策は日常生活の一部として定着してきておりますが、市民の皆さまには、今後も気を緩めることなく、感染対策の継続をお願いいたします。

令和2年7月31日

奥州市長 小 沢 昌 記

3 今後のスケジュール

- ・ 8月21日（金） 第19回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

1 特別定額給付金 申請・給付状況

(1) 給付金支払状況 (8/18給付決定分まで)

給付件数	45,503件 (／45,725)	99.6%	
給付者数	114,994人 (／115,285)	99.7%	内訳：口座114,979人 現金15人
給付金額	11,499,400千円	—	

(2) 給付辞退者 22人 (単身世帯12人、複数世帯10人)

(3) 未申請世帯数／未申請者 77世帯 (0.17%) ／ 90人 (0.07%)

2 生活福祉資金 (緊急小口資金・総合支援資金) ／住居確保給付金

(1) 緊急小口資金 (8/13現在)

	計 (前年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
相談件数	336	7	110	74	59	72	14	貸付額
貸付決定	173 (4)	2	47	36	40	41	7	29,660,000円

(2) 総合支援資金 (8/13現在)

	計 (前年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
相談件数	44	-	-	10	6	23	5	貸付額
貸付決定	27 (0)	-	-	5	2	17	3	12,480,000円

(3) 住居確保給付金 (8/13現在)

	計 (前年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
相談件数	49 (6)	-	9	18	13	7	2	負担行為済額
貸付決定	16 (3)	-	1	6	7	2	0	1,302,000円

※ くらし安心応援室 新規相談件数 (8/13現在)

	R2年度	R元年度
4月	51件	12件
5月	41件	27件
6月	44件	18件
7月	40件	31件
8月	10件	19件 8月末まで

新型コロナウイルス感染症に関する各種団体からの要望及び要請について（8/11現在）
（※ 7/16以降の追加分のみ）

要望日	要望団体	要望項目	市担当課
7月22日	胆江民主商工会	国の持続化給付金の対象外となった事業者に対する「直接支援の制度」の創設	企業振興課
		住宅リフォーム助成制度への予算の追加	都市計画課
		店舗リニューアル助成制度の導入	商業観光課 企業振興課
		国保加入者への傷病手当の給付対象に自営業者・フリーランス及びその家族の追加	健康増進課
		国保税の減免申請要件についての柔軟な対応及び追加徴収の未実施	納税課
		支援制度についての周知	健康増進課
		「ワンストップサービス」の実現など、相談体制の構築	総務課
		市独自のPCR検査の実施	健康増進課
		国に対する更なる給付の働きかけ	

新型コロナウイルス感染症に係る支援策の進捗状況について（8月11日現在）

【商工観光部関係】

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
融資	1	奥州市中小企業融資	民間金融機関	中小企業で売り上げ前年比▲5 % セーフティネット証明が必要 (市発行)	実質無利子。信用保証料金も全額補給。限度額：運転2,500万 設備併用3,750万	R2.4.28～県のコロナ感染症対策資金が軌道に乗るまで。 遅くとも1週間程度で融資可能。6/30で終了。 ●申請110件、決定110件、 融資決定額1,428,100千円	76,158
	2	小口融資制度	商工会議所、 商工会	中小企業者	相談すれば翌日には借り入れできる制度。利息無料。利息については市の補助金を活用して負担。	5月27日奥州商工会議所及び前沢商工会と補助金交付契約済。事業実施中。	1,000
雇用	3	雇用調整事業補助	市	雇用調整助成金申請認定企業	企業が負担した6 %分の支払いを支援する予定であったが、 今回国が10分の10を助成することにしたことから廃案。	廃案	0
給付	4	休業協力対象 外事業者支援 給付金	商業観光課	県の休業要請の対象となっていない飲食店で50 %以上の減収があった事業者	1店舗当たり給付金10万円を支給	交付要綱制定済み。6月15日から受付開始。 ●申請255件、決定239件	
	5	宿泊事業維持 臨時給付金	商業観光課	市内宿泊事業者（性風俗関連施設を除く）で50 %以上の減収があった事業者	1.3万円に収容人員を乗じて得た額を給付	交付要綱制定済み。6月15日から受付開始。 ●申請9件、決定9件	15,000
家賃	6	地域企業経営 継続臨時支援 補助金（家賃補助）	商業観光課	小売業、飲食業、宿泊業、サービス業で1月当たりの売り上げが20 %以上減少した中小企業者。	【家賃の半額を3か月助成する】50 %以上減少した事業者は 限度額1月当たり10万円。20 %以上50 %未満減少した事業者 は限度額1月当たり5万円。	6月5日から受付開始。 ●申請216件、決定198件	130,544
		地域企業経営 継続臨時支援 補助金（償還金補助）			【自己所有物件の場合、建物や土地のローンがあるときには、 ローン支払い額に店舗面積の割合を乗じた額の半額を3 か月分補助する。】限度額1月当たり5万円	6月5日から受付開始。 ●申請15件、決定13件	
新規・ 拡充	7	地域企業事業 改革臨時支援 補助	商業観光課	市内中小企業者	新規事業や新たなサービス、事業拡大を行うことに対する支援。 50万円を限度に費用の2分の1を補助。（例）タクシー会社の宅配サービス、酒造会社の消毒液製造など	6月5日から受付開始。 ●申請23件、決定16件	15,000

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
感染対策	8	感染症対策支援事業	商業観光課	市内中小企業者	感染予防や3密対策のための改修や改善を行った事業者に対し、費用の2分の1補助。限度額30万円。（例）飛沫感染防止のための仕切りパネル設置や店内改装費用。密室状態を防ぐための換気設備の設置など。マスクや薬剤などの消耗品は対象外。	交付要綱制定済み。6月15日から受付開始。 ●申請21件、決定12件	12,000
経営支援	9	タクシー宅配事業支援補助		胆江地区タクシー業協同組合	宅配タクシー料金の3kmまで900円、以降1kmごとに200円追加として実施する事業に対し、1回あたり400円を補助。（400円×30回／日×120日）	6月1日胆江地区タクシー業協同組合と補助金交付契約済。 令和3年3月末まで期間を延長する。	4,440
経営支援	10	宿泊促進事業補助		岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合奥州支部	感染症収束後に市内の中小企業者のうち宿泊業を営む事業者の事業継続を支援するため宿泊費の一部を補助。 市内の宿泊施設に ①市民が宿泊する場合は、4,000円補助（うち財源として県から2,000円） ②市外の人が宿泊する場合は2,000円補助	7月31日岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合奥州支部と補助金交付契約締結済。	126,300
その他	11	書類作成支援事業		奥州商工会議所・前沢商工会	雇用調整助成金や持続化給付金、家賃支援給付金などの書類作成を支援するための説明会や相談会などの開催経費を補助するもの。	5月12日、5月27日奥州商工会議所及び前沢商工会と補助金契約済。	4,000
観光支援	12	観光関連事業者緊急支援事業		奥州市観光物産協会	コロナウイルス収束後の観光支援策を総合的に実施。（例）宣伝広告事業（事業者の活動を奥州FMや新聞でPR）、宿泊促進事業（地場産品プレゼント）、飲食店誘客促進事業（共通チケット発行）タクシー観光支援事業（プレミアムタクシーの助成）	6月9日奥州市観光物産協会と補助金交付契約締結済。 6月15日から事業開始。	10,000
経営支援	13	タクシー利用促進支援事業		胆江地区タクシー業協同組合	新型コロナウイルス感染症拡大より落ち込んだ市内タクシー事業者を支援するため、タクシーチケットを販売し、需要喚起、利用促進を図る。 タクシーチケット5千円分×10千枚を30%引きで販売し値引き分を補助する。	事業実施に向け、協議中。	16,700
経営支援	14	観光バス利用促進事業		市内バス事業者	学校や団体が観光バス利用時に3密対策のためにバス台数を増加した場合、観光バス利用料金の一部を補助することにより、観光バスの利用促進を図る。	事業実施に向け、協議中。	25,000

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
経営支援	15	市内旅行商品 造成補助		市内旅行業者等	モニターツアーなどにより「新たな生活様式」に対応した事業を検討している事業者を補助し、地域の活性化につなげる。	事業実施に向け、協議中。	2,500
その他	16	テレワーク環 境整備補助		市内の旅館・ホテル	観光以外の需要取り込みのため、テレワーカーを受け入れられるWi-Fi、WEB等会議等環境整備を行う市内宿泊事業者に補助する。	事業実施に向け、協議中。	3,000
経営支援	17	伝統産業総合 支援事業		水沢鋳物工業協同組合、岩谷 堂箆筒生産組合	産地組合がおこなう、岩谷堂箆筒まつり、南部鉄器まつり等での販売促進に関する経費及びイベント開催時のコロナウイルス感染症対策対策に必要な経費に対する補助。	事業実施に向け、協議中。	17,200
新規・ 拡充	18	製造業向けコ ロナ対策支援 事業	企業振興課	主として製造業を営む中小企 業、小規模事業者 任意の1月において売上高が 前年比△20%減少 市内において、1年以上継続 して事業を営んでいること。	積極的に設備投資等の事業を展開する事業者に対する必要な 費用の一部補助。 補助対象経費の3/4 上限200万円	事業実施に向け、協議中。	40,000
経営支援	19	中小企業IT化 推進事業	企業振興課	主として製造業を営む中小企 業、小規模事業者 任意の1月において売上高が 前年比△20%減少	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い必要とされる業務改 善のために、市内中小企業がI Tツール導入の検討を行う際 のコンサルティング費用支援。 相談業務 1 相談当たり 50千円 I Tツール等提案業務 500千円(上限)	事業実施に向け、協議中。	6,000
その他	20	市内企業コロ ナ関連製品PR 事業		市内中小企業	市内企業が製作したコロナ関連製品PRに要する経費	事業実施に向け、協議中。	700

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
【農林部関係】							
給付	1	和牛肥育経営 生産基盤支援 事業	農政課	奥州市内で奥州市産の素牛を 購入した和牛肥育農家 【事業主体：管内両JA】	和牛肥育農家の素牛導入に係る経費補助（素牛落札価格）の 2分の1以内の額。 上限：90千円／頭 【対象期間：令和2年5月から令和3年3月】	6月10日に管内両JAと補助金交付に係る契約を締結済。 和牛肥育農家へ、7月購入分まで振込済み。 (5月：72頭、6月：96頭、7月：110頭)	104,332
消費	2	学校給食地場 産牛肉利用拡 大事業	食農連携推進 室	奥州市内 小・中学校	学校給食における「市産牛肉」の購入費補助。（2回）	6月は7施設で7回、7月は2施設で2回実施。以降 は、学校給食センターと実施日について調整中。年度内 に各校で、2回実施予定。	5,100
その他	3	教育旅行継続 支援事業	農政課	おうしゅうグリーン・ツーリ ズム推進協議会	教育旅行受入継続に向け、令和2年度において受入が出来な かった各学校に対して行う事業の継続プロモーションに要す る経費に対する補助	事業実施に向け、協議中。	574
給付	4	繁殖経営基盤 強化支援事業	農政課	繁殖素牛を導入又は自家保留 する市内和牛農家 【事業主体：管内両JA】	肉用牛（黒毛和種）を繁殖雌牛として導入又は自家保留に要 する経費に対する補助 50千円／頭 【対象期間：令和2年5月から令和3年3月】	事業実施に向け、協議中。	22,146
給付	5	肥育素牛自家 保留支援事業	農政課	黒毛和種肥育素牛を自家保留 した市内和牛農家 【事業主体：管内両JA】	肉用牛（黒毛和種）を肥育素牛として自家保留する場合に要 する経費に対する補助 40千円／頭 【対象期間：令和2年5月から令和3年3月】	事業実施に向け、協議中。	19,964
その他	6	食の黄金文 化・奥州リ モート販売等 指導事業	食農連携推進 室	リモート販売等指導者	新型コロナウイルス感染症拡大により、加工品や農畜産物の 首都圏での販売会が中止となっていることから、現地に赴か ずにPRするリモート販売会等のノウハウに関する研修会や 実践販売会等を開催	事業実施に向け、協議中。	1,485
感染 対策	7	産直施設感染 症対策臨時支 援補助事業	食農連携推進 室	市内産直施設	新型コロナウイルス感染症防止策を講じる産直施設への支援	事業実施に向け、協議中。	3,000
消費	8	市産牛肉消費 拡大事業補助 金	食農連携推進 室	牛協会、JA	牛肉専用の購入補助商品券を配布し、市産牛肉の消費拡大を 図るための事業に対する補助	事業実施に向け、協議中。	21,300

農林漁業セーフティネットに係る融資等の状況について(8月11日現在)

R2.8.11時点	正式申込 (件)	金額 (千円)	うち貸付決定 (件)	金額 (千円)		
					うち実行済(件)	金額(千円)
大手通り支店	0	0	0	0	0	0
水沢中央支店	1	3,000	1	3,000	1	3,000
水沢南支店	1	3,000	1	3,000	1	3,000
前沢支店	7	40,800	7	40,800	7	40,800
胆沢支店	7	69,000	7	69,000	5	46,000
衣川支店	0	0	0	0	0	0
JAふるさと管内 (奥州市内)	16	115,800	16	115,800	14	92,800
岩谷堂支店	1	3,000	0	0	0	0
玉里支店	1	3,000	1	3,000	1	3,000
JA江刺管内	2	6,000	1	3,000	1	3,000
計	18	121,800	17	118,800	15	95,800

↓

主営農類型	
肥育牛	15
繁殖牛	3

主な資金用途	
肥育・繁殖農家	飼料代

商工業セーフティネットに係る融資及び信用保証の状況について（8月11日現在）

1 融資及び信用保証の状況

信用保証として、セーフティネット（以下「SN」）4号、5号及び危機関連保証が発動されている。

信用保証の認定件数は、8月11日現在で746件。実質無利子の制度融資の決定・実行件数は、市中企が110件、約14.3億円、県・対応資金が542件、約91億円（7月末現在）となっている。

【8月11日現在】

	信用保証制度				制度融資（無利子）	
	SN4号 2/18～	SN5号 段階的に 業種拡大	危機関連 3/13～	計	県・対応資金 5/1～12/31	市中企 4/28～6/30
2月	0件	0件	———	0件	———	———
3月	0件	0件	0件	0件	———	———
4月	12件	8件	14件	34件	———	0件
5月	155件	64件	82件	301件	123件 2,247,321千円	37件 566,500千円
6月	158件	46件	51件	255件	230件 3,743,836千円	73件 861,600千円
7月	76件	18件	21件	115件	189件 3,090,543千円	
8/11	30件	8件	3件	41件		
計	431件	144件	171件	746件	542件 9,081,700千円	110件 1,428,100千円

2 市中企の利子補給額及び保証料補給額

6月30日現在での市中企（無利子）の利子補給（R2負担額）は約3,000万円。総額では約1.3億円。保証料補給は約4,600万円。実質無利子は、6/30までの運用である。

種 別	R2 負担額	総 額
利子補給	30,029 千円	126,025 千円
保証料	46,092 千円	———
計	76,121 千円	126,025 千円

【参考】県・対応資金及び市中企（無利子）の制度比較

項 目	県・対応資金	市中企（無利子）
無利子要件	売上高 △ 5 %	売上高 △ 5 %
限度額（運転）	4,000 万円（当初 3,000 万円）	2,500 万円
据 置	据置 5 年、貸付 10 年	据置 1 年、貸付 7 年

令和2年度の小中学校におけるコロナウイルス感染症対策について
（令和2年8月6日現在）

新型コロナウイルス感染症対策に係り、4月2日（木）、3日（金）、8日（水）、16日（月）、21日（火）、24日（金）、5月11日（月）、6月8日（月）、6月29日（月）、7月6日（月）、7月14日（火）、**7月22日（水）**、7月31日（火）、**8月3日（月）**、**8月6日（木）**に市内小中学校及び保護者に対し、下記のことに留意して対応する旨の通知をしましたのでお知らせします。

記

1 再開に当たっての対応の基本

○学校における感染リスク等に備えるため、「3つの条件が同時に重なる場」を避ける措置を講じながら、通常の教育活動を行う。

※3つの条件とは、①密閉空間 ②多くの人の密集 ③近距離での会話や発声

2 臨時休業等の措置について〔令和2年8月6日付け通知〕

○休業の判断をレベル1～4段階に分け、児童生徒・保護者・家族を含めた教職員等の学校関係者の感染が発生した場合は、奥州市医師会及び、奥州保健所の助言のもと、臨時休業措置をとること。

3 学校における感染症対策

（1）基本的な感染症対策

ア 感染源を絶つこと

- ・家庭と連携した毎朝の検温及び体調の確認（必要に応じて保健室での実施）

イ 感染経路を絶つこと

- ・手洗いや咳エチケットの徹底

ウ 抵抗力を高めること

- ・十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事の指導

（2）集団感染のリスクへの対応

ア 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底

イ 多くの児童生徒が手の届く距離に集まらないための配慮

ウ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

- ・飛沫感染等を防ぐため、授業中は基本的にマスクを着用させる。

エ ドアノブ、手すり、スイッチなどの消毒に次亜塩素酸ナトリウムが利用できる。

4 心のケアについて

○学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の心身の状況を的確に把握し、必要に応じて健康相談を含めた教育相談を実施すること。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

○感染者、濃厚接触者とその家族、医療従事者とその家族、海外や国内に旅行した者等に対する偏見や差別が生じないようにすること。

6 教育課程実施上の留意点

ア 4月末までは、令和2年3月16日付け奥教学第3276号通知のとおり進めること。
(始業式、入学式、部活動の実施)

イ 各学校の未履修の状況により、適切な措置を講ずること。

ウ 10月末までに予定している修学旅行の旅行先は、岩手県、青森県、秋田県、宮城県、山形県のうち、車で2時間程度の範囲とする。

※ 11月以降に予定している修学旅行については、実施2カ月前を目安にその時の状況を踏まえ、改めて通知する。

エ 運動会・体育祭は2学期以降の実施とする。(状況により中止の場合あり)

オ 授業参観・家庭訪問・PTA関連行事等の実施は、校長判断とする。

7 出席停止等の扱いについて

ア 感染又は感染者との濃厚接触が明らかな場合
・「出席停止」とする。

イ 感染又は感染者との濃厚接触が明らかでなくても、慎重な対応が必要な場合
・自宅で休養するよう指導し、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。

ウ 関東以外であっても、急激な感染拡大が憂慮される地域からの転入は十分な情報収集のうえ、心配な場合は、市教委に相談する。(令和2年4月2日付け奥教学第20号)

エ 7月1日以降の転入生の受け入れについて、転入までのおおむね2週間の健康状態を保護者から聞き取るとともに、できる限り直近1週間の検温を依頼し、転入時点で発熱等の症状がないことを十分に確認すること。

潜伏期間を含む無症状感染等、心配があれば、医師の判断により市内でPCR検査が受けられることを情報提供し、できる限り医師の助言を受けて判断すること。

新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断される場合、医師が指示する間は自宅待機を要請し、その期間中は出席を要しない日とすること。

8 学校給食について

- ア 体調・衛生的な服装・手指の確実な洗浄等を点検し、必要と思われる場合は給食当番を交代するなどの対応も想定する。
- イ 机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの必要と思われる対応も考えられること。
- ウ マスクが準備できない場合は、ハンカチやバンダナを代用することも考えられること。

9 健康診断について

- 学校医等と連携をとりながら、6月30日までの実施が難しい場合でも、年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施する。

10 保護者への要請について

- ア 外出した後やトイレの後、食事の前後など、こまめにうがい・手洗いを実施。
- イ マスク入手が困難であることから、手作りマスクを作成し着用させること。
- ウ 屋内外を問わず、3つの条件が重なる場を絶対に避けること。
- エ 毎朝、自宅で検温し、発熱や風邪症状があれば自宅で休養させること。
- オ 37.5度以上の発熱が4日以上続く場合や、強い倦怠感・呼吸困難がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。

11 部活動について

- ア 部活動及び部活動を補完する活動は、「奥州市における部活動の在り方に関する方針」に則って活動できることとする。
活動は20時を超えないこと。
- イ 相手校、保護者とも共通理解を図り、感染症対策を確実に行うこと。
- ウ **県南教育事務所管内の中学校との合同練習や練習試合等を可とする。ただし、既に参加予定となっている大会等については、この限りではないものとする。**
その際、参加するチームの規模、集まる学校数等を考慮し、生徒数が多くなならないよう配慮すること。

12 プール開放について

- 夏休み等における学校プールの開放は行わないこととする。

13 その他

- 新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後、国から出される通知等を踏まえて、変更する場合もあること。

保護者各位

奥州市教育委員会

教育長 田面木 茂 樹

2学期以降の「新型コロナウイルス感染症対策（with）」に係る小・中学校の対応等について
（令和2年8月6日現在）

保護者の皆様には、日頃よりそれぞれの学校の教育活動並びに奥州市の教育に対しましてご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

臨時休業措置基準につきましては、令和2年4月20日付けで各小・中学校に通知しておりますが、このことに係る対応を下記のとおり改訂いたしますので、ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 with コロナ対応について

(1) 臨時休業の判断基準について ※目安ですので、このとおりにならない場合があります。

段 階	感染の状況	休校準備	臨時休業	その他
レベル1	奥州市民 罹患者1名	○		・部活動 対外試合× ・部活動 父母会練習○ ・学校開放×
レベル2	奥州市民 罹患者複数	○		・部活動 父母会練習△ ・スクールバス△ ・集団登下校×
レベル3	児童生徒・ 教職員、その 家族が罹患		○ 当該小中	※休業の規模・期間は保健所の助言により判断 （休校とならない学校の対応はレベル2とする。）
レベル4	上記学校関 係者を含む 集団感染		○ 市内一斉	感染者数の推移による ※集団感染か否かは保健所の判断

(2) 臨時休業からの再開基準について ※目安ですので、このとおりにならない場合があります。

- 感染が発生した当該校で、新たな感染者が2週間程度継続して発生しない場合。
- ・休業期間が2週間以上となる場合には、各校の状況に応じて登校日を設定します。

2 その他

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後、国から出される通知等を踏まえて、変更する場合があります。

【担 当】

学校教育課

課長補佐兼主任指導主事 千葉 重徳

電 話 0197-35-2111（内線 2429）

F A X 0197-35-7551

奥州市立小・中学校再編計画（素案）について

1 学校再編のねらい

奥州市小中学校再編基本計画（令和元年3月策定）に基づき、小学校における複式学級の解消及び、中学校全教科の専科教員配置による学力向上、さらには生徒の希望に応じられる部活動の加入を可能とするため、前・後期に分けた段階的な統廃合を行い、課題解決を図る。

2 目指す再編の姿

（1） 小学校

地域	前期【令和2年～5年度末】	後期【令和6年度以降】
水沢	○黒石小を姉妹小へ統合する。	○羽田小は今後の児童数の推移を注視しつつ、状況により近隣校との統廃合の検討対象地域とする。
江刺	○木細工小を玉里小へすみやかに統合する。 ○人首小・梁川小・広瀬小を玉里小へ統合する。 ○田原小・太田代小・藤里小・伊手小を岩谷堂小へ統合する。	○玉里小・稲瀬小は今後の児童数の推移を注視しつつ、状況により岩谷堂小へ統合する。
前沢		
胆沢	○胆沢愛宕小を若柳小へ統合する。	○若柳小は今後の児童数の推移を注視しつつ、状況により南都田小との統廃合の検討対象地域とする。
衣川		○衣里小は今後の児童数の推移を注視しつつ、状況により衣川小との統廃合の検討対象地域とする。
計		

（2） 中学校

地域	前期【令和3年～5年度末】	後期【令和6年度以降】
水沢		○学区の見直し（区域外就学の拡充）を含めた調整を検討する。
江刺	○江刺南中を江刺一中へ統合する。 【令和3年度末】 ○江刺東中を江刺一中へ統合する。 【令和5年度末】	
前沢		
胆沢		
衣川		
計		

最終的な学校再編の姿(学校数)

【地域】	【水沢】	【江刺】	【前沢】	【胆沢】	【衣川】	合計
小学校	6	2	1	2	1	12
中学校	3	1	1	1	1	7

【地域】	【水沢】	【江刺】	【前沢】	【胆沢】	【衣川】	合計
小学校	6	2	1	2	1	12
中学校	3	1	1	1	1	7

施設使用料の見直しに係る今後の進め方について

1 協議の概要

令和2年7月に使用料見直しに係る市民説明会及び市ホームページ等による意見募集を実施しました。寄せられた意見の報告と、その意見を踏まえた今後の進め方について協議するものです。

2 説明会等の実施状況

(1) 市民説明会の参加状況

月 日	会 場	参加人数	
7/27(月)	奥州市役所	144 名	357 名
7/29(水)	江刺総合支所	90 名	
7/30(木)	胆沢総合支所	38 名	
〃	衣川保健福祉センター	21 名	
7/31(金)	前沢総合支所	64 名	

(2) 意見書の提出状況

提出方法		件 数	
電子メール		8 件	98 件
郵便		8 件	
F A X		22 件	
持参	説明会場	32 件	
	担当課等	28 件	

3 主な意見の集約

積極的な賛成意見、消極的ではあるものの容認する意見もありましたが、主に次のような不満又は反対の意見が多い状況でした。

- (1) 提案が性急すぎるなど進め方に対する不満
- (2) 負担が大きすぎるなど負担増へ反発する意見
- (3) 料金のばらつきなど施設間の均衡を求める意見

4 今後の対応方針の概括

- (1) 意見を踏まえた所要の調整を図るため、予定していた9月議会への提案は見送りとします。
- (2) 調整に当たっては、主に次の点を検討のうえ、原案に対する必要な修正を行います。
 - ア 地区センター体育館などの使用料単価の水準
 - イ 公益的活動に対する減免のあり方
 - ウ 施設利用の低下を避けるための方策
- (3) 修正後の案については、再度の市民説明を行うなど、理解と協力が得られるよう努めます。

5 今後のスケジュール

時 期	内 容
8月19日	意見の集約結果及び意見を踏まえた対応方針を市のホームページで公表
9月	対応方針に基づく原案修正案の検討・取りまとめ(関係団体との協議・調整を含む。)
10月中旬	議員全員協議会での修正案に対する意見聴取
10月下旬	修正案についての市民説明会の開催(市内5地域)
11月	使用料等適正化調査検討委員会からの意見聴取
12月	12月市議会定例会において使用料条例改正案の議案審議(可決後に公布)
来年4月	改正条例の施行(予定)

施設使用料及び減免基準の見直し案（7月時点）に対する主な意見等とその対応方針

令和2年8月18日 奥州市財務部

分 類	主な意見・要望の内容	対応方針
1 進め方に対し不満があるもの	ア 今月になって急に原案が示されたが、あまりに唐突に感じる。原案を深く検討したようには見受けられない。拙速な提案にしか見えない。 イ コロナの影響もあり、あまりに時間がなくて、会員の意見集約もままならない。なぜこんなに急ぐのか。 ウ 市内30か所の財政健全化説明会は7月下旬まで続いている。タイミングから見て、その意見が原案に十分に反映されているとは思えない。 エ 聞き取った意見を持ち帰って検討し、最終案をまとめるというが、その最終案はどのように示されるのか。それに対して市民は意見を言えないのか。	① 9月議会による使用料条例の改正を目指していましたが、今回の原案（7月時点）に対する意見をしっかりと受け止め、さらに検討を深めるため、9月議会への提案は見送りとします。 ② 原案については、今回いただいた意見を十分に踏まえ、また、指定管理者の意向も確認しながら、次項以降に示す各対応方針により、相応の時間をかけて、その修正の作業を進めます。 ③ 修正後の案については、10月を目途として、再度市民説明会を開催し、その意見を踏まえて、最終案をまとめることとします。 ④ 最終案については、12月議会への提案を目指します。
	オ 学校開放の取扱いが今回示されていない。セットでの議論が必要である。これでは判断ができない。	⑤ 現在検討中のため今回お示しできなかった学校開放事業の見直しについて、次回の市民説明会（10月予定）までに原案をまとめ、併せてお示しすることとします。

分 類	主な意見・要望の内容	対応方針
2 負担増に対し再考を求めるもの	ア 金銭的負担が増えると活動を継続できない。やめる人が出てくる。新規加入も見込めない。活動が衰退するので、負担増はやめてほしい。(説明会での発言時に拍手多数) イ 地区センターは、活動を支援する役割のはず。負担が増えれば活動回数を減らすしかない。地区民の活動の足を引っ張るようなことは、施設の役割に反する。 ウ 協力したい気持ちはあるが、団体の人数が少ないため1人当たりの負担があまりに大きい。再考してほしい。 (同様の意見、多数)	① 特にも利用が多く、かつ、負担感が大きい地区センター体育館の単価(1,200円/h)については、引き下げを検討します。 ② 会員減少によりサークル等の活動が衰退することのないよう、会員増加や活動活性化を図るための支援策を検討します。 ③ また、活動意欲の低下を防ぐため、地域の実情、施設の利用実態、指定管理者の意向なども踏まえて、減免によらない負担軽減策のあり方についても検討します。 ④ 上記に掲げるもののほか、減免基準の原則(基本使用料は半額負担、付加使用料は全額負担)を踏まえつつ、利用者の理解と協力が得られる適正な負担のあり方について検討します。
	エ スポーツ少年団で頻回に施設を利用している。付加使用料だけとはいっても、回数が多ければ、かなりの金額になる。例えば付加使用料も2分の1減免にさせていただくなど特段の配慮をお願いしたい。 オ 高齢者のスポーツ団体だが、週に複数回利用しており、積み上げればかなりの負担金額になる。再考してほしい。 (同様の意見、多数)	⑤ 週4回以上の利用など施設を頻回に利用した場合、かなり高額な負担となることは承知しておりますが、一方で、施設を広く多くの方々に利用していただきたいとの思いもありますことから、その頻回な利用に対する特別な配慮としての原案修正については、慎重に検討することといたします。 ⑥ 上記のほか、野球場、テニスコートなど屋外の照明設備の使用料については、特にも単価が高く、負担感が大きい実態に鑑み、中学生以下の団体に限り、学校開放事業の活用など何らかの負担軽減が図れないか、その方策について検討します。
	カ 急激な使用料負担の増となることから、例えば30分単位での利用も認めてほしい。	⑦ 利用時間を30分単位とすることに関しては、1時間未満の端数取扱いの見直し(3の②)と併せて検討します。
	キ 県民大会を目標に活動している。せめて強化練習が必要な大会前1週間だけでも減免があると助かる。検討されたい。	⑧ 減免制度をなるべく簡素にするため、個別の事情により支援が必要なものについては、その事情に応じた別の支援策を検討します。

分 類	主な意見・要望の内容	対応方針
3 施設間の負担の均衡を求めるもの	ア 地区センター体育館の使用料が、スポーツ施設の体育館と比べ高く感じる。再考してほしい。 イ 利用時間の1時間未満の端数の取扱いが、地区センターとスポーツ施設とで異なっている。見直してほしい。 ウ アスピアのサロンは、区分3（地区センター体育館と同額）だが、有効に使える面積はそれほど多くない。再考してほしい。 エ 後藤伯記念公民館のホールは第1と第2があるが、同一の区分とされている。第2ホールは柔道場でもあり、区分3（地区センター体育館と同額）はなじまないのでは、区分を分けてほしい。 オ 類似するスポーツ施設間の金額のバランスを取ってほしい。 （ア）前沢グリーンアリーナ（体育館）の照明設備使用料が他より極端に高い。 （イ）テニスコートの施設使用料、照明設備使用料にばらつきがある。 （ウ）野球場の照明設備使用料にばらつきがある。 など カ 地区センター等のホールは、機能に差があり、利用できるスポーツも同一ではない。このような差に着目した適用区分の見直しを検討してほしい。（体育館と多目的ホール、軽運動場が同一の区分3に設定されているなど）	① 特にも利用が多く、かつ、負担感が大きい地区センター体育館の単価（1,200円/h）については、引き下げを検討します。（再掲） ② 1時間未満の端数の取扱いについては、統一する方向での見直しを検討します。 ③ 上記以外のものについても、類似の施設間で比較し、均衡又は整合が極端に欠けるものについては、状況を調査又は精査したうえで、所要の調整を行います。

分 類	主な意見・要望の内容	対応方針
4 公益性のある活動に対し配慮を求めるもの	ア 市が公益法人に対しその公益性を認めて財政支援をしているにも関わらず、その一方で施設利用の負担を求めることは、市の姿勢として矛盾している。減免基準を再考されたい。 イ 地区センターの施設設置目的から、地域の社会教育団体、生涯教育団体、市民活動団体などの公益活動は、減免対象とするべきではないか。 ウ 郷土芸能団体は地域の伝統文化を守るために活動しており、決して趣味の活動ではない。財政基盤は極めて脆弱であり、特段の配慮をお願いしたい。 エ 地区センターを利用する場合に使用料免除となる地域団体について、該当する団体等の具体的なものを示してほしい。	① 広く公益的な活動を行う団体については、その団体そのものの性格というよりも、事業内容・活動内容に着目し、それに応じた対応策を検討いたします。 ② 上記を踏まえ、あらかじめ市が認めた特定の公益的な事業や活動については、何らかの負担軽減ができる仕組みを検討します。 ③ また、地区センターの利用において全額免除となる「地域団体」の範囲が今なお曖昧なため、地区振興会にも意見を聞きながら、その範囲の明確化を図ります。
5 特定の世代に対し配慮を求めるもの	ア 奥州市は「子育てナンバーワン」を目指し取り組んでいたはず。子どもの団体はすべて無料とするなどメリハリが大事ではないか。 イ 元気なお年寄りを増やすためにも、敬意を払う意味でも、高齢者団体は優遇してよいのではないか。(高齢者以外からの意見)	① 今回の見直しは、そのきっかけこそ財政事情の悪化ではありますが、その本質は受益者負担の適正化にあります。やはり利用された方が一定の負担をするという基本原則によるべきものと考えます。 ② これを踏まえ、中学生以下の団体と障がい者の団体については、例外的に基本使用料だけは全額免除としたものの、それ以外の団体については、いずれの世代とも、広くご負担をお願いしたいと存じます。
6 地域間の違いに配慮を求めるもの	ア 地区センターの利用形態について、市街地と中山間部とは違う。一律に決めるのではなく、地域の特性にあったものにすべき。中山間部では少人数の利用が多い。地区センターが活動の拠りどころとなっている実情に配慮してほしい。	① 指定管理者の意向も踏まえながら、統一すべき最低限のルールを見極めたうえで、各地域がそれぞれの実情に応じた柔軟な運用を図れるよう所要の検討を行います。

※ 上記のほか、書面により、「利用者負担はあって当然」などの賛成意見や、「一定の負担は仕方がない」など負担増を容認する意見もありました。

令和3年4月から実施予定

施設使用料と減免基準の見直し案について

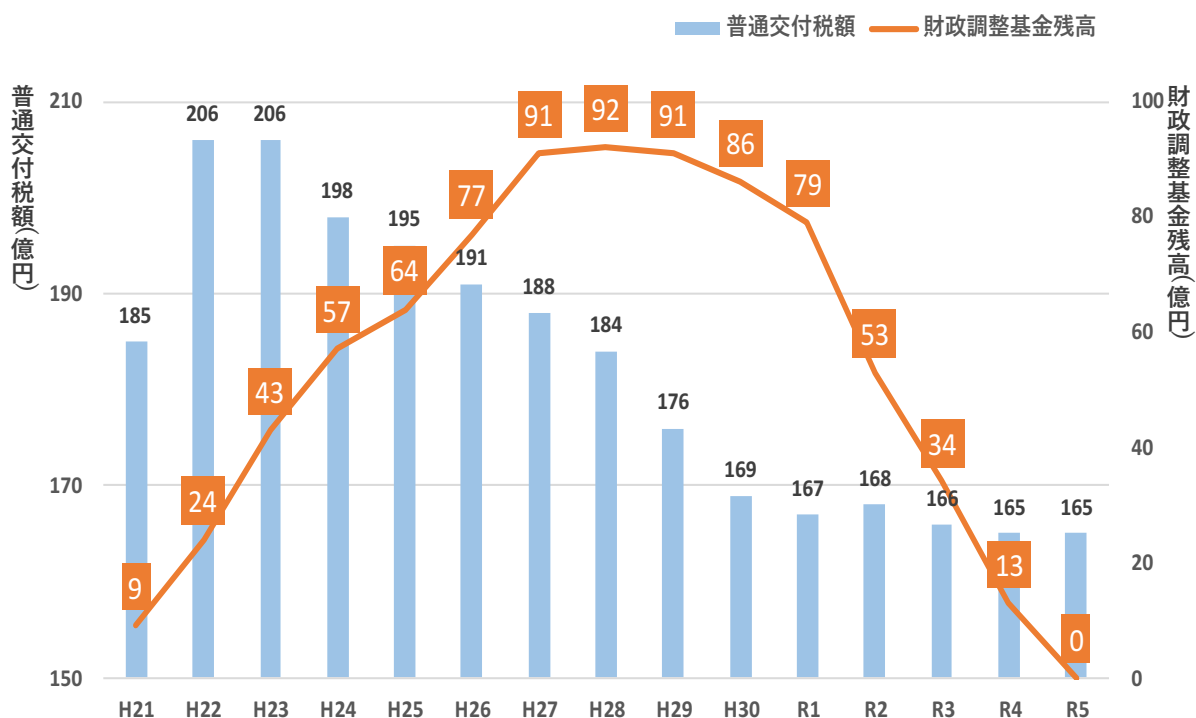
～ 多くの利用団体において使用料負担が新たに生じます ～

令和2年7月 奥州市 財務部 財政課・行政経営室（7/27訂正後）

1 見直しが必要な背景 ～ 市財政の悪化と健全化に向けた重点的取組み ～

奥州市の財政状況は、歳入の大きな割合を占める普通交付税が想定以上に減少し、一方、支出の抑制も上手く進まなかったことにより、ここ数年で急激に悪化しています。

このままでは、今後も支出が収入を上回る状況が続き、この結果、市の貯金である財政調整基金が、令和5年度に枯渇するおそれがあります。



これを避けるため、市では、次の6つの財政健全化重点項目に取り組み、収支の均衡と持続可能な行財政基盤の確立を目指します。

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| (1) 事務事業経費の削減 | 選択と集中により不要不急の支出経費を圧縮します。 |
| (2) 補助金負担金の整理合理化 | 分野ごとに5～20%の目標を設定して総額を圧縮します。 |
| (3) 公共施設の整理合理化 | スキー場や温泉等の民間移譲で施設維持経費を削減します。 |
| (4) 職員人件費の抑制 | 徹底した労務管理などで時間外手当を大幅に削減します。 |
| (5) 使用料と減免基準の見直し | 使用料の概ね10%増など利用者負担の適正化を図ります。 |
| (6) 市有財産の売却・利活用 | 旧小中学校跡地や事業残地の売却又は利活用を図ります。 |

2 使用料見直しの趣旨 ～ 受益者負担の適正化を図ります ～

公共施設運営コストの負担のあり方について、これまでは多くの団体が使用料を免除されてきました。急激に悪化する財政事情のもと、このような仕組みを今後も継続することは困難です。このため、実際に利益を受ける利用者からも相応のご負担をいただきたく、使用料と減免基準の見直しを実施し、令和3年4月から適用します。

特にも減免基準の見直しにより、多くの利用団体において使用料の負担が新たに生じることになります。利用者皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

3 見直し方針

見直しの基本的な方針は、次のとおりです。

(1) 使用料の単価は、現行の水準から約10%程度の引上げとすること。

※ 引上げ率は、前回改定（平成25年度）以後の物価上昇率と消費増税を勘案した率です。

(2) 目的が類似する施設の料金設定区分（算定基準）は、可能な限り整理・統一すること。

※ 1回当たりや1時間当たりなど、ばらつきのある設定区分はなるべく統一します。なお、各施設には規模や機能に差があることから、必ずしも料金単価を統一するとは限りません。

(3) 減免割合を縮小し、利用者が少なくとも半額の負担（暖房、照明等の付加使用料分は全額の負担）となるよう基準を改めること。

4 使用料改定の考え方

見直し方針に基づく各分野の使用料改定の考え方は、それぞれ次のとおりです。なお、施設別の単価などの詳細については、別添の資料をご覧ください。

(1) 集会施設等（地区センターなど）

料金設定区分の整理・統一の考え方	単価改定の考え方	主な改定の状況（1時間当たり）		
		種 別	現 行	見直し後
◇ 昼夜別の料金区分を廃止し、終日同一の料金に一本化します。	◇ 10%増を基本としつつも、特に地区センターの利用がかなり多い実態に鑑み、料金徴収の効率化及びミス防止のため、単価の端数は100円単位に丸めます。 ◇ このため、夜間料金や付加使用料は結果的に据え置きとなる一方、昼料金は5割増となります。 ◇ このほか、「1回当たり」で設定していた電磁調理器等の付加使用料は、「1時間当たり」に改めます。	会議室など（100㎡未満）	昼間 200円 夜間 300円	一律 300円
		会議室など（100㎡以上）	昼間 400円 夜間 600円	一律 600円
		体育館、講堂、ホール	昼間 800円 夜間1200円	一律1200円
		暖房使用料	100円	100円 (据え置き)
		照明使用料	200円	200円 (据え置き)

(2) 文化会館（Zホール、江刺ささら、前沢ふれセン、胆沢文創）

料金設定区分の整理・統一の考え方	単価改定の考え方
◇ 「時間帯」及び「徴収する入場料の金額」の区分について、概ね奥州市文化会館の例に合わせて統一します。 ただし、江刺体育文化会館は、踊り練習など体育館的な利用実態もあることから、他の体育館と同様、「土日休日」の料金区分は設定しません。	◇ 区分ごとに10%増を基本として改定します。 ※10円未満は切捨て（以下の施設も同じ）

(3) スポーツ施設

種別	料金設定区分の整理・統一の考え方	単価改定の考え方
体育館	◇ 原則として「1時間当り」の料金区分に統一します。(現行の「時間帯別に1回当り」の区分は無くします。 ただし、ふれあいの丘公園のスポーツ施設は、規模や性格が他と異なるため、当面は現行の区分を維持します。 ◇ 現行無料の「旧東水沢中学校体育館」は、水沢体育館の例に合わせ料金区分を新設(有料化)します。	◇ 新設分を除き、区分ごとに10%増を基本として改定します。
野球場	◇ 原則として「1時間当り」の料金区分に統一します。 ◇ 江刺中央運動公園及び根岸公園の野球場の区分・単価は、胆沢・衣川の野球場の例に合わせ区分を新設します。	(同 上)
陸上競技場	◇ 原則として「1時間当り」の料金区分に統一します。 ◇ 江刺中央運動公園の陸上競技場の区分・単価は、胆沢陸上競技場の例に合わせ区分を新設します。	(同 上)
多目的広場	◇ 原則として「1時間当り」の料金区分に統一します。 ただし、ふれあいの丘公園のスポーツ施設は、規模や性格が他と異なるため、当面は現行の区分を維持します。 ◇ 現行無料の「旧東水沢中学校屋外運動場」は、胆沢陸上競技場の例に合わせ料金区分を新設(有料化)します。	◇ 区分ごとに10%増を基本として改定します。
プール	◇ 概ね次のとおりに区分を統一します。 ① 個人利用は、「一般」・「児童及び生徒」・「幼児」の3区分による「1回当り」の料金設定とします。 ② 団体利用は、実際の利用がほぼないため廃止します。 ③ 貸切利用は、「入場料有」・「入場料無」の区分による「1時間当り」の料金設定とします。	◇ 個人利用は、一般だけ50円増とします。 ○一般 300円⇒350円 (又は)200円⇒250円 ○生徒 100円⇒100円 ○幼児 50円⇒ 50円 ◇ 貸切利用は10%の増
その他	◇ テニスコート、相撲場及び武道館については、原則として「1時間当り」の料金区分に統一します。 ◇ パークゴルフ場、弓道場については、整理・統一する必要性が少ないため、現行の料金区分のままとします。	◇ それぞれの区分ごとに10%増を基本として改定します。

(4) その他の施設

ア 記念館、博物館等の入館料は、市外からの集客も見込んでいるため、近隣自治体施設の区分、単価等との均衡に考慮して次の施設のみ改定し、これ以外は据え置きとします。

① 埋蔵文化財調査センター 一般：200円⇒300円、児童生徒：変更せず引き続き無料

② 宇宙遊学館（展示室） 大人：200円⇒300円、小中学生及び高校生：100円⇒150円

※ 上記のほか、個人向けの4次元デジタル宇宙シアター観覧料(大人200円、小中高100円)も新設

イ 温泉、スキー場、キャンプ場その他観光系の施設については、今回の見直しの対象とはしません。これら施設の料金水準については、入込客の状況や市外施設との均衡、脱コロナなどを総合的に勘案のうえ、時節を見極めながら適宜見直しの判断を行います。

ウ 上記以外の施設については、概ね料金区分は現行のまま維持し、料金単価は10%増を基本として改定します。

5 減免基準の見直し案の内容

(1) 見直しの考え方と共通基準

全額免除となる範囲を縮小し、原則として使用料の半額は(付加使用料にあっては全額を)ご負担いただくよう見直します。これにあわせ、現行の「集会施設等使用料減免規則」と「スポーツ施設使用料減免規則」は統合し、次のように一つの「共通基準」にまとめます。

	区 分	基本使用料		付加使用料	
		見直し前	見直し後	見直し前	見直し後
ア	① 奥州市が主催又は共催する行事等 ② 奥州市からの事業受託者がその事業に使用(放課後児童クラブなど) ③ 市内の小中学校又は幼保施設が教育活動又は保育活動のために使用 ④ 市内の地域団体(地区振興会及び公益的な地域活動を行う団体)が地区センターを使用するとき	全額免除 負担 0%	全額免除 負担 0%	全額免除 負担 0%	全額免除 負担 0%
イ	⑤ 市内の中学生以下の者を構成員として活動する団体(スポーツ少年団など) ⑥ 障がい者を構成員として活動する団体	全額免除 負担 0%	全額免除 負担 0%	全額免除 負担 0%	減免なし 負担100% ★負担増
ウ	⑦ 国、他の自治体、市内の高等学校、社会教育団体、生涯学習活動団体、市民活動団体	全額免除 負担 0%	1/2減額 負担 50% ★負担増	全額免除 負担 0%	減免なし 負担100% ★負担増
エ	⑧ 市内の社会福祉法人、NPO法人、農業協同組合、森林組合、商工団体、商業組合、趣味活動を行うサークル・同好会など(⑨⑩に該当する団体を除く。)	全額免除 負担 0%	1/2減額 負担 50% ★負担増	減免なし 負担100%	減免なし 負担100%
オ	⑨ スポーツ施設を使用する場合の次の団体 (ア) 市内高等学校(クラブ活動など) (イ) 体協加盟団体 など	1/2減額 負担 50%	1/2減額 負担 50%	1/2減額 負担 50%	減免なし 負担100% ★負担増
カ	⑩ スポーツ施設を使用する場合の次の団体 (ア) 市内スポーツ団体(登録団体) (イ) 社会福祉団体、高齢者団体など	1/2減額 負担 50%	1/2減額 負担 50%	減免なし 負担100%	減免なし 負担100%
キ	⑪ 上記のいずれにも該当しない団体	減免なし 負担100%	減免なし 負担100%	減免なし 負担100%	減免なし 負担100%

(2) 全額免除となる地域団体の範囲

前項の表中ア④において全額免除としている「地域団体」については、地区振興会のほか、概ね次の基準のいずれかに該当する団体で、あらかじめ市の認定を受けたものを対象とする予定です。

ア 地区振興会の構成組織又はこれに準ずる組織として当該地区の公益活動を実践している団体

イ 地区振興会の支援を受け、又は連携して当該地区の公益活動を実践している団体

【現時点で想定している地域団体の具体例】

地区振興会〇〇部、自治会（町内会）、交通安全協会〇〇分会、〇〇地区交通安全母の会、〇〇地区防犯協会、自主防災組織、各種地域行事（まつり、敬老会、文化祭等）の実行委員会など

※ 詳細については、今後、地区振興会と協議しながら決定いたします。

(3) 共通基準により難しい場合等の独自減免

これまで独自の減免基準を設けていた施設についても、なるべく前述の共通基準に統一しますが、これにより難しい施設固有の事情がある場合及び今回見直し対象外の観光系施設の場合は、引き続き独自の減免基準を継続させます。

※ 記念館等における定住自立圏内（北上市、金ヶ崎町、西和賀町）の小中学生の減免、観光系の施設に見られるバス添乗員の入場料減免などは、変更せず今後も継続させます。

6 見直し後の利用者負担の例

今回の見直しの結果、これまで使用料を免除されてきた多くの団体で、新たに使用料の負担が生じます。参考までに、主な事例による使用1回当たりの料金は、次のとおりです。

〔ケース1〕スポーツ少年団が、地区センターの体育館を、夜間に、2時間使用した場合

現 行	【基本分】体育館1200円×2h=2400円 → ×負担割合 0%= 0円 【付加分】照明料 200円×2h= 400円 → ×負担割合 0%= 0円	計 0 円
見直し後	【基本分】体育館1200円×2h=2400円 → ×負担割合 0%= 0円 【付加分】照明料 200円×2h= 400円 → ×負担割合 100%= 400円	計 400 円

〔ケース2〕趣味サークルが、地区センターの会議室を、冬季の日中に、2時間使用した場合

現 行	【基本分】会議室 200円×2h= 400円 → ×負担割合 0%= 0円 【付加分】暖房料 100円×2h= 200円 → ×負担割合 100%= 200円	計 200 円
見直し後	【基本分】会議室 300円×2h= 600円 → ×負担割合 50%= 300円 【付加分】暖房料 100円×2h= 200円 → ×負担割合 100%= 200円	計 500 円

〔ケース3〕スポーツ同好会（大人）が、地区センターの体育館を、夜間に、2時間使用した場合

現 行	【基本分】体育館1200円×2h=2400円 → ×負担割合 0%= 0円 【付加分】照明料 200円×2h= 400円 → ×負担割合 100%= 400円	計 400 円
見直し後	【基本分】体育館1200円×2h=2400円 → ×負担割合 50%=1200円 【付加分】照明料 200円×2h= 400円 → ×負担割合 100%= 400円	計 1600 円

7 次回の使用料の見直し予定

公共施設の使用料については、今後も3年ごとに、物価変動等を勘案のうえ、その見直しの可否を検討することとします。

なお、今回の見直しに盛り込めなかった次の課題については、今後も引き続き検討を進め、次回の定期見直しまでに結論を出すこととします。

(1) 奥州市文化会館（Zホール）とそれ以外の文化施設の間における適正な料金水準と減免基

準のあり方

- (2) ふれあいの丘公園のスポーツ施設（Zアリーナほか）とそれ以外のスポーツ施設との間における適正な料金水準と減免基準のあり方

8 今後の主なスケジュール

- (1) 7月31日 住民意見の募集期限
- (2) 8月上旬 使用料等適正化調査検討委員会からの意見聴取
- (3) 9月 9月定例会において使用料改正条例案の議案審議（議決後、改正条例の公布）
- (4) 来年4月 改正条例の施行（新料金の適用開始）

※ 施設別・設定区分ごとの使用料の料金表（案）については、市のホームページをご覧ください。

使用料見直しに関する 資料はこちらから 	使用料等の見直しについて ご意見をお寄せください <table><tr><td>■提出方法</td><td>F A X又は電子メールでご提出ください</td></tr><tr><td>■締め切り</td><td>令和2年7月31日（金）</td></tr><tr><td>■F A X番号</td><td>23-5240</td></tr><tr><td>■電子メール</td><td>gyouseikeiei@city.oshu.iwate.jp</td></tr></table> 【担当】奥州市 財務部 行政経営室 電話 34-2225(直通)	■提出方法	F A X又は電子メールでご提出ください	■締め切り	令和2年7月31日（金）	■F A X番号	23-5240	■電子メール	gyouseikeiei@city.oshu.iwate.jp
■提出方法	F A X又は電子メールでご提出ください								
■締め切り	令和2年7月31日（金）								
■F A X番号	23-5240								
■電子メール	gyouseikeiei@city.oshu.iwate.jp								

令和2年7月28日大雨に伴う災害対応について

奥州市では、大雨（土砂災害）警報発表に伴い、7月28日（火）午前1時28分に災害警戒本部を立ち上げ、災害対応を行いました。午後9時21分に大雨（土砂災害）警報から注意報に切替となりましたが、自主避難者がいたため災害警戒本部を継続しました。7月29日（水）午前5時30分に自主避難者全員の帰宅を確認し、災害警戒本部を廃止しております。

8月12日（水）午前10時現在の災害対応状況は以下のとおりとなります。

1 災害対応の経過等

日 時	内 容
7/27（月） 15:43	【気象情報】大雨注意報発表（特記事項：浸水注意）洪水注意報発表
16:13	【気象情報】大雨注意報継続（特記事項：土砂災害注意、浸水注意）洪水注意報継続
18:47	【気象情報】大雨注意報継続（特記事項：土砂災害注意）洪水注意報継続
7/28（火） 未明	【災害対応】奥州市消防団 水沢方面隊 江刺方面隊 前沢方面隊 河川巡視等の水防活動開始
1:28	【気象情報】大雨（土砂災害）警報発表 【災害対応】奥州市災害警戒本部設置
2:30	【気象情報】水防警報発表 人首川鳴瀬橋水位観測所で水防団待機水位を超える
3:38	【気象情報】大雨（土砂災害）警報継続 洪水警報発表
6:50	【気象情報】北上川上流氾濫注意情報発表（桜木橋水位観測所）
7:50	【気象情報】北上川上流氾濫注意情報発表（大曲橋水位観測所）
9:40	【気象情報】水防警報発表 衣川川西橋水位観測所で水防団待機水位を超える
10:00	【災害対応】奥州市消防団 衣川方面隊 河川巡視等の水防活動開始
10:00	【災害対応】危機管理課職員が稲瀬地区センターを訪問し自主避難者を確認。また、午後に自主避難すると連絡のあった黒石地区センターを訪問し、状況を確認。
11:00	【災害対応】危機管理課職員が北上川巡視 黒石町地内の県道が冠水間近であることを確認
13:22	【気象情報】洪水警報から注意報に切替 大雨（土砂災害）警報は継続
21:21	【気象情報】大雨（土砂災害）警報から注意報に切替 洪水注意報は継続
7/29（水） 5:30	【災害対応】自主避難者の帰宅を確認 災害警戒本部を廃止。

2 被害等の状況

(1) 人的被害 無し

死者 重傷者 軽傷者 孤立 安否不明 等

(2) 住家被害

床上浸水：無し 床下浸水：7件 土砂流入：無し

(3) 道路被害

ア 東北自動車道関係 無し

イ 国道関係 無し

ウ 県道関係 冠水3箇所（うち2箇所通行止め対応、29日に解消）土砂流出1箇所

エ 市道関係（8月12日10:00現在）

・市道等の被害件数

単位：箇所

	水沢地域	江刺地域	前沢地域	胆沢地域	衣川地域	合計
土砂崩れ、法面崩壊		16				16
路肩洗掘、欠落		11	1			12
砂利道の路面洗掘		57	1			58
道路側溝、水路詰り	1	14	1			16
倒木	2	12			2	16
河川堤防、護岸洗掘		18				18
冠水	1	6	3	3		13
その他	1	7				8
合 計	5	141	6	3	2	157

・市道等の通行止め箇所

単位：箇所

	水沢地域	江刺地域	前沢地域	胆沢地域	衣川地域	合計
現在通行止め箇所	1	1				2
全体（解消を含む）	2	6	3	1		12

(4) ライフライン

電力関係

・停電 27日 16:47～18:45 江刺伊手、玉里、広瀬、藤里、米里地内の約500戸

・停電 28日 6:26～ 8:28 江刺梁川地内の約70戸

(5) 林道・農地・農業用施設関係

単位：箇所

区分	林道	農地		農業用施設			合計
		田	畑	水路	農道	ため池	
水沢				3			3
江刺	14	5		17	4		40
前沢				2	1		3
胆沢							
衣川							
合計	14	5		22	5		46
施設合計	14	5		27			46

(6) その他

- ・住宅の敷地内に泥水や土砂の流入（住家被害は無し）
江刺：7件、前沢2件

3 自主避難の状況等

日 時	内 容	対応状況
7月28日(火) 07:00	米里地区センターに自主避難すると住民から連絡あり。	7:30付近の住民が協力して土嚢で対応し、自主避難しなかった。
7月28日(火) 08:30	玉里地区センター長より避難者を収容するためにトレセンを開放すると連絡があったが、結果的に自主避難者はいなかった。	
7月28日(火) 08:55	稲瀬地区センターから自主避難者の連絡あり。稲瀬小学校に1世帯1人の自主避難者。	10:00避難所運営班に連絡し対応依頼。
11:30	自主避難者が帰宅を希望。	地区センターが車両で送る。
7月28日(火) 午前	黒石地区センターから連絡。二渡行政区長が本日午後、二渡行政区の住民を避難させたいと言っているとの事。世帯数人数は不明。	
14:00	12世帯21名が黒石地区センターに自主避難。 避難者の内訳：鶴城2名、内堀3人、二渡16名	避難所運営班対応
15:40	自主避難者追加。16世帯29名。 避難者の内訳：鶴城2名、内堀3人、二渡24名	
17:00	自主避難者数：16世帯30名。男13女17	
24:00	自主避難者数：10世帯17名。男6女11が泊まる	
7月29日(水) 05:30	自主避難者全員帰宅	避難所運営班対応終了
7月28日(火) 11:52	長寿社会課より情報提供あり。 グループホームもたい（奥州市前沢生母字中道3番地2）の利用者をグループホームときわの里（同じ法人が運営している施設）へ避難させる。	
7月28日(火) 15:00	北常盤行政区長から情報提供あり。 北常盤交流館に自主避難者2世帯2名	
16:30	自主避難者帰宅。	
7月28日(火) 17:12	長寿社会課より情報提供あり。 グループホームひだまり、ひだまり2はいこいの森に避難したと報告あり	

令和2年7月11～12日豪雨災害 林道被災箇所**【工事費（路面洗堀）】**

No.	地区名	路線名	被害内容
1	米里	早崖線	路面洗堀
2	梁川	笠根山線	路面洗堀
3	梁川	第2 武道坂線	路面洗堀
4	梁川	武道坂線	路面洗堀

令和2年7月27～28日豪雨災害 林道被災箇所**【人件費、原材料費、機械借上（路面洗堀）】**

No.	地区名	路線名	被害内容
1	玉里	川子野線	路面洗堀

【工事費（路面洗堀）】

No.	地区名	路線名	被害内容
1	米里	学間沢線	路面洗堀
2	米里	太田線	路面洗堀
3	米里	鶴城線	路面洗堀
4	米里	大畑線	路面洗堀
5	米里	大森山線	路面洗堀
6	梁川	赤部線	路面洗堀
7	梁川	第2 武道坂線	路面洗堀
8	梁川	武道坂線	路面洗堀
9	梁川	四ツならい線	路面洗堀
10	梁川	小林線	路面洗堀
11	梁川	笠根山線	路面洗堀
12	広瀬	山影線	路面洗堀

【工事費（法面、路肩崩落）】

No.	地区名	路線名	被害内容
1	梁川	第2 武道坂線	法面決壊
2	梁川	武道坂線	法面崩落
3	梁川	大幡水岳線	路肩崩落

農地・農業用施設災害復旧事業一覧

7/11～12 梅雨前線豪雨災害

農地・農業用施設 補助災害

No	地区名	工種	被害状況
1	稲瀬袖野	水路	法面崩落
2	稲瀬弘田	水路	法面崩落
3	梁川大洞	水路	法面崩落

農地・農業用施設 小災害

No	地区名	工種	被害状況
1	玉里柳沢	農地	法面崩落
2	梁川武道坂	農地	法面崩落
3	梁川武道坂	農地	法面崩落

農地・農業用施設 単独災害

No	地区名	工種	被害状況
1	梁川武道坂	水路	法面崩落
2	梁川七下	水路	法面崩落
3	梁川水上沢	水路	法面崩落
4	梁川水上沢	水路	法面崩落
5	梁川水上沢	水路	法面崩落
6	梁川水上沢	水路	法面崩落
7	梁川水上沢	水路	法面崩落
8	梁川鳴谷	水路	法面崩落
9	梁川鳴谷	水路	法面崩落
10	梁川濁沢	道路	法面崩落
11	玉里小菅生沢	水路	法面崩落

農地・農業用施設災害復旧事業一覧

7/27～28 梅雨前線豪雨災害

農地・農業用施設 補助災害

No	地区名	工種	被害状況
1	米里杉ノ下	道路	法面崩落

農地・農業用施設 小災害

No	地区名	工種	被害状況
1	稲瀬柏原	農地	法面崩落
2	稲瀬柏原	農地	法面崩落
3	梁川小林	農地	法面崩落
4	米里杉ノ下	農地	法面崩落
5	田原飛沢	農地	法面崩落

農地・農業用施設 単独災害

No	地区名	工種	被害状況
1	黒石内堀谷記	水路	陥没
2	岩谷堂上苗代沢	道路	法面崩落
3	広瀬山影	水路	法面崩落
4	姉体中島	水路	土砂堆積
5	梁川小林	道路	法面崩落
6	広瀬宮田	水路	法面崩落
7	広瀬宮田	水路	法面崩落
8	生母新田	水路	河床洗堀
9	愛宕土花	水路	土砂堆積
10	羽田下小谷木	水路	土砂堆積
11	生母迎谷起	水路	土砂堆積
12	愛宕樋渡	水路	土砂堆積
13	玉里青篠	水路	土砂堆積
14	玉里小菅生沢	水路	土砂堆積
15	藤里穴沢	水路	法面崩落
16	藤里寺沢	水路	土砂堆積
17	藤里寺沢	水路	法面崩落
18	梁川二渡	水路	土砂堆積
19	梁川二渡	水路	法面崩落
20	梁川薪ヶ入	水路	法面崩落
21	米里杉ノ下	水路	河床洗堀
22	梁川中野	水路	法面崩落
23	前沢石田	道路	法面崩落
24	玉里六百刈田沢	道路	法面崩落
25	玉里大松沢	水路	法面崩落
26	玉里玉ノ木沢	水路	法面崩落

土木施設災害復旧事業一覧（令和2年7月10日～12日発生豪雨災害）

道路橋りょう災害復旧事業経費（単独）

No.	種別	路線名	場 所	被害内容	区 分
1	道路	小菅生線 玉13	江刺玉里字小菅生沢地内	路肩崩落 L=6m	起債1
2	道路	梁川館下第2線 梁59	江刺梁川字館下地内	路面洗堀 L=20	単独1
3	道路	根岸線 広15	江刺広瀬字宝良地内	路肩崩落 L=14m	起債2
4	道路	武道坂線 梁47	江刺梁川字武道坂地内	砂利道路路面洗堀 L=30m	単独2
5	道路	晴山線 梁36	江刺梁川字赤部地内	水路閉塞、路肩崩落 L=25m	単独3
6	道路	高梨線 梁22	江刺梁川字砥谷沢地内	水路閉塞、路肩崩落、路面洗堀 L=80m	起債3
7	道路	赤部線 梁39	江刺梁川字赤部地内	水路閉塞、路肩崩落+路面洗堀 L=80m	起債4
8	道路	大幡線 梁30	江刺梁川字大幡地内	路面洗堀L=50m	単独4
9	道路	水岳線 梁46	江刺梁川字水上沢地内	路面洗堀 敷砂利要望 L=80m	単独5
10	道路	東沢目線 梁42	江刺梁川字武道坂地内	路面洗堀 敷砂利要望 L=500m	単独6
11	道路	金成線 梁44	江刺梁川字水上沢地内	水路越流・コンクリート土留擁壁傾き L=30m	単独7
12	道路	栗谷線 梁49	江刺梁川字柳沢地内	路肩洗堀 L=5m	単独8
計	12箇所（純単独8箇所 起債4箇所）				

河川災害復旧事業経費（単独）

1	河川	普通河川 赤部川その1	江刺梁川字嶋谷地内	護岸洗堀 L=6m×3箇所	単独 1. 2. 3
2		普通河川 赤部川その2			
3		普通河川 赤部川その3			
4	河川	普通河川 広瀬川	江刺梁川字水上沢地内	護岸洗堀 L=15m	起債1
5	河川	普通河川 中田川その1	江刺梁川字大洞・七下地内	護岸洗堀 L=6m×3箇所	起債 2. 3. 4
6		普通河川 中田川その2			
7		普通河川 中田川その3			
8	河川	普通河川 水上沢川	江刺梁川字水上沢地内	河川護岸洗堀 L=6m	単独4
計	8箇所（純単独4箇所 起債4箇所）				
合計	20箇所（純単独12箇所 起債8箇所）				

土木施設災害復旧事業一覧（令和2年7月27日～28日発生豪雨災害）

道路橋りょう災害復旧事業経費（補助）

No.	種別	路線名	場 所	被害内容	区 分
1	道路	新田線	伊手字新田地内	法面崩壊	補助1
2	道路	根岸線	広瀬字宝良	路肩洗堀崩落	補助2
計			2箇所		

道路橋りょう災害復旧事業経費（単独）

1	道路	鶴城2号線	水沢黒石字鶴城	橋梁損傷 L=16m	単独1
2	道路	鶴羽衣十文字台線	稲瀬字下台地内	砂利道洗堀 L=150m	単独2
3	道路	広岡蔦ノ木線	稲瀬字下台地内	水路閉塞 L=10m	単独3
4	道路	玉69 大森前線	玉里字大森前地内	法面崩落 L=10m	起債1
5	道路	広岡蔦ノ木線	稲瀬字鶴羽衣台地内	法面崩落 L=10m	起債2
6	道路	栗生沢線	梁川字小林地内	法面崩落 L=5m	起債3
7	道路	上町裏線	伊手字町裏地内	砂利道洗堀 L=150m	単独4
8	道路	山本線 1	米里字山本地内	砂利道洗堀 L=300m	起債4
10	道路	山生田柳沢線	藤里字柳沢	砂利道洗堀 L=200m	起債5
11	道路	高梨線	梁川字砥谷沢	砂利道洗堀 L=200m	起債6
12	道路	袖野線	稲瀬字上六堂地内	法面崩壊 L=13m	起債7
13	道路	寺地支線	伊手字寺地 地内	路面洗堀 L=200m	単独5
14	道路	北迫線	米里字中沢 地内	法面崩落 L=10m	単独6
15	道路	十日市長前線	伊手字新田地内	路肩崩落 L=6m	起債8
16	道路	火石線	伊手ウジラ地内	法面崩落 L=5m	単独7
17	道路	岩明榊和線	伊手字新山 地内	法面崩落 L=5m	単独8
18	道路	大幡線	梁川字大幡 地内	路面洗堀 L=300m	単独9
19	道路	中田線	梁川字大洞 地内	路面洗堀 L=200m	単独10
20	道路	水角線	梁川字藤渡戸 地内	路面洗堀 L=300m	単独11
21	道路	老耳中央線	玉里字老耳 地内	法面崩落 L=5m	起債9
22	道路	山居牧野線	藤里字山居 地内	路面洗堀 L=400m	単独12
23	道路	寺沢枝線	伊手字本杵 地内	路面洗堀 L=300m	単独13
24	道路	人首街道線	玉里字上樋茂井野 地内	路肩崩落 L=5m	起債10
25	道路	外ノ沢枝線	藤里字外ノ沢地内	路面洗堀 L=100m	単独14
26	道路	山居線	藤幸字山居地内	路面洗堀 L=100m	単独15
27	道路	小名丸線	岩谷堂字小名丸 地内	法面崩落 L=3m	単独16
28	道路	本小路長下線	米里字萩ノ森地内	法面崩壊 L=6m	起債11
29	道路	蔦ノ木正源寺台線	稲瀬字瀬谷子 地内	路面洗堀 L=200m	単独17
30	道路	下大内沢3号線	米里字下大内沢 地内	路面洗堀 L=200m	単独18
31	道路	竹洞浅倉線	藤里字山居 地内	路面洗堀 L=200m	単独19
32	道路	大内田線	梁川字石中井 地内	路面洗堀 L=50m	起債12
計			31箇所（純単独19箇所 起債12箇所）		

河川災害復旧事業経費（単独）

1	河川	普通河川 西川目川	広瀬字落合 地内	護岸洗堀 L=5m	単独1
2	河川	寺地川	伊手字石屋敷 地内	護岸崩落 L=10m	起債1
3	河川	曾木田川	伊手字曾木田 地内	護岸崩落 L=18m	起債2
4	河川	外ノ沢川	藤里字迎井沢 地内	護岸崩落 L=10m	起債3
5	河川	普通河川沢田川	藤里字沢田 地内	護岸崩落 L=10m	起債4
計			5箇所（純単独1箇所 起債4箇所）		

合計			38箇所（純単独20箇所 起債16箇所 補助2箇所）		
----	--	--	----------------------------	--	--